

第9回 廿日市市景観審議会 【議案集】

日 時 令和4年11月1日（火）午前10時00分から

場 所 廿日市市役所 2階 201会議室

廿日市市建設部都市計画課

目 次

議案	付議事項	摘要	頁
1	廿日市市景観審議会会長の選出について	—	1
2	宮島口地区 都市サイン計画について（意見照会）	—	3
—	報告事項 （宮島口地区景観整備ガイドプランについて）	—	37
—	報告事項 （宮島地区景観形成方針の検討について）	—	50

第 1 号議案

廿日市市景観審議会会長の選出について

廿日市市景観審議会委員名簿

《任期》 令和4年 1月25日から
令和6年 1月24日まで

条例第19条第2項関係：12人以内

	氏 名	備 考
市 民	磯 永 章 子	廿日市地域
	岡 本 礼 子	大野地域
	梶 本 歌 子	吉和地域
	鳥 平 二 郎	佐伯地域
	正 木 文 雄	宮島地域
学 識	三 浦 浩 之	広島修道大学 国際コミュニティ学部 地域行政学科 教授
	森 保 洋 之	広島工業大学 名誉教授
その他市長が 必要と認める者	塩 田 ひとし	一般社団法人 はつかいち観光協会 会長
	吉 川 義 篤	広島県広告美術協同組合連合会
	細 見 恵	社団法人 広島県建築士会 常務理事
	河 原 直 己	社団法人 広島県建築士事務所協会 専務理事
	蒲 田 智 美	社団法人 宮島観光協会 理事

第 2 号議案

宮島口地区 都市サイン計画について（意見照会）

『宮島口地区 都市サイン計画』 の策定について

廿日市市 都市計画課

本日の内容

1. 『宮島口地区 都市サイン計画』の概要
2. 主要課題の整理
3. サイン計画における基本的な考え方
4. 課題に対応した方針
5. 今後の活用に向けて

1. 『宮島口地区 都市サイン計画』の概要

1. 『宮島口地区 都市サイン計画』の概要

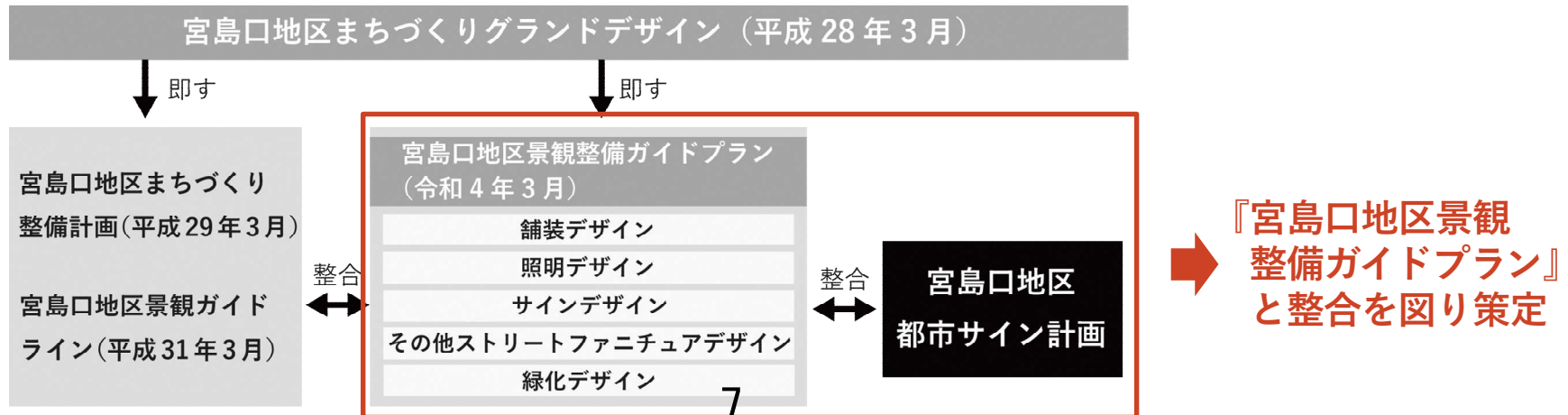
本編：p3

● 『宮島口地区 都市サイン計画』とは

宮島口地区の公共サインに関する方針等を示す計画

- ①宮島口地区を観光交流拠点として市域全体の活性化を目的としながら拠点機能を高める
- ②観光交通の円滑な処理と快適な歩行空間の形成を進めることによって、従来の通過型から滞在型へと変換させ、宮島口地区の回遊性を向上させる

■ 宮島口地区における関連計画



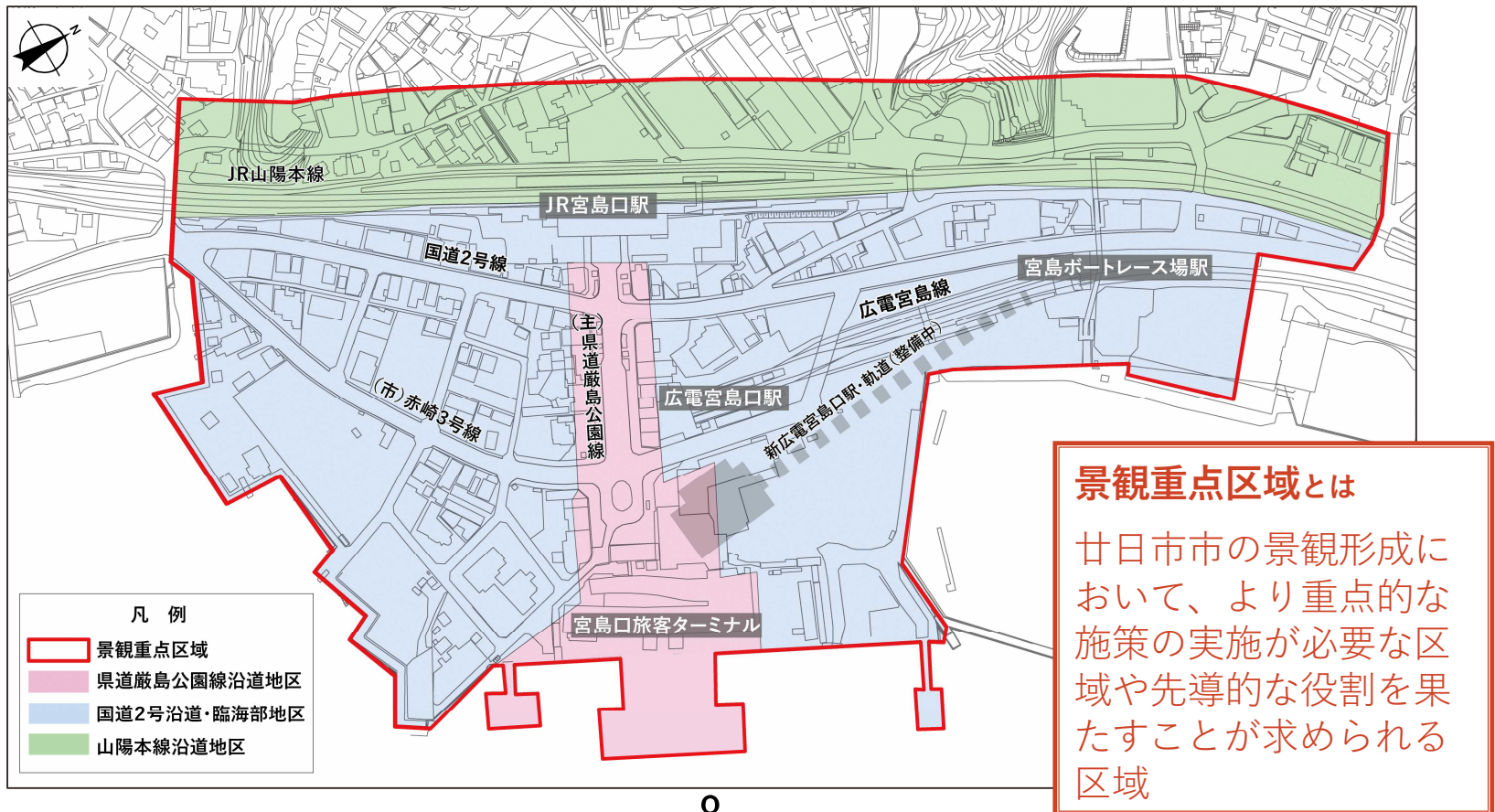
1. 『宮島口地区 都市サイン計画』の概要

本編：p1

● 計画の対象範囲

「廿日市市景観計画」に示されている景観重点区域

■ 計画の対象範囲



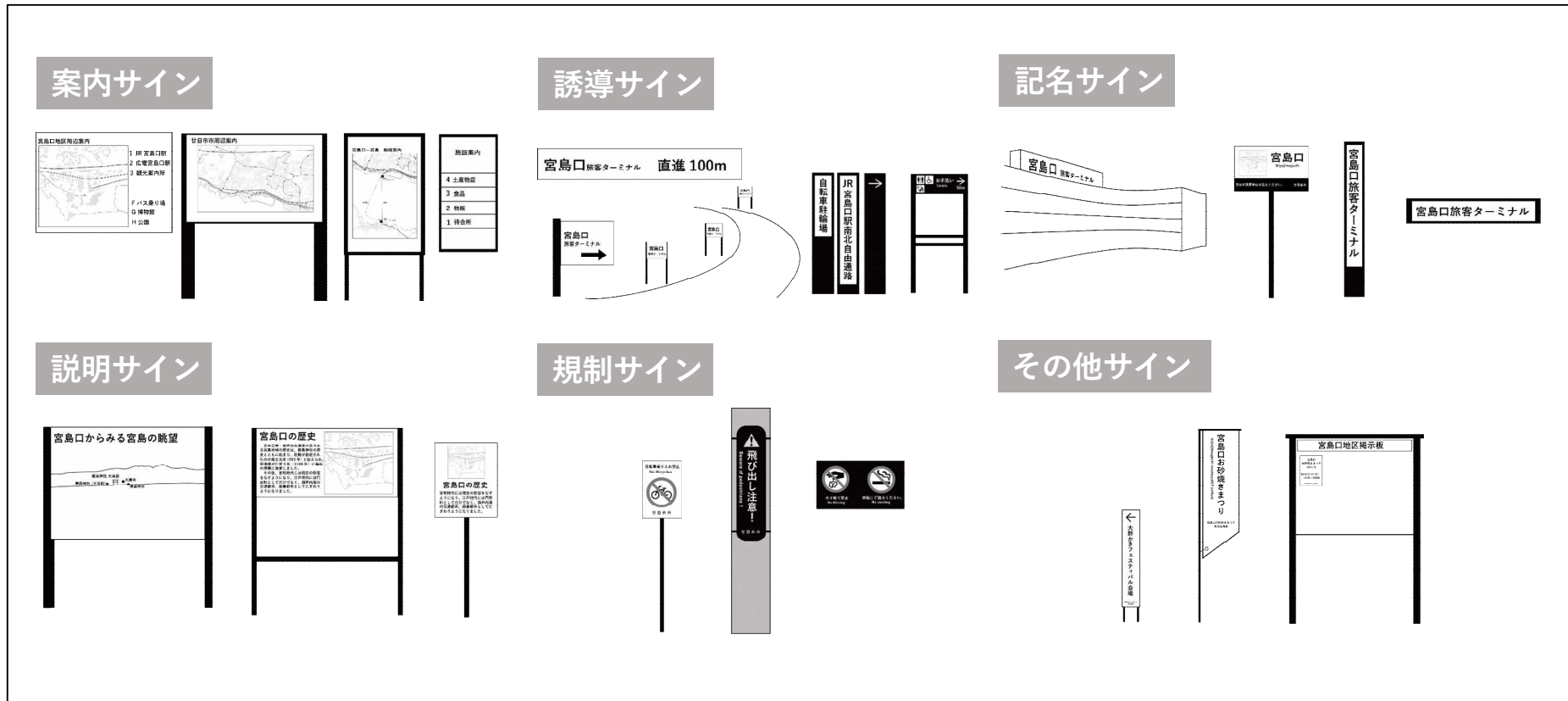
1.『宮島口地区 都市サイン計画』の概要

本編：p2

● 計画の対象とするサイン

廿日市市が設置する公共サインかつ歩行者系標識が対象

■ 本計画で対象とするサインの体系



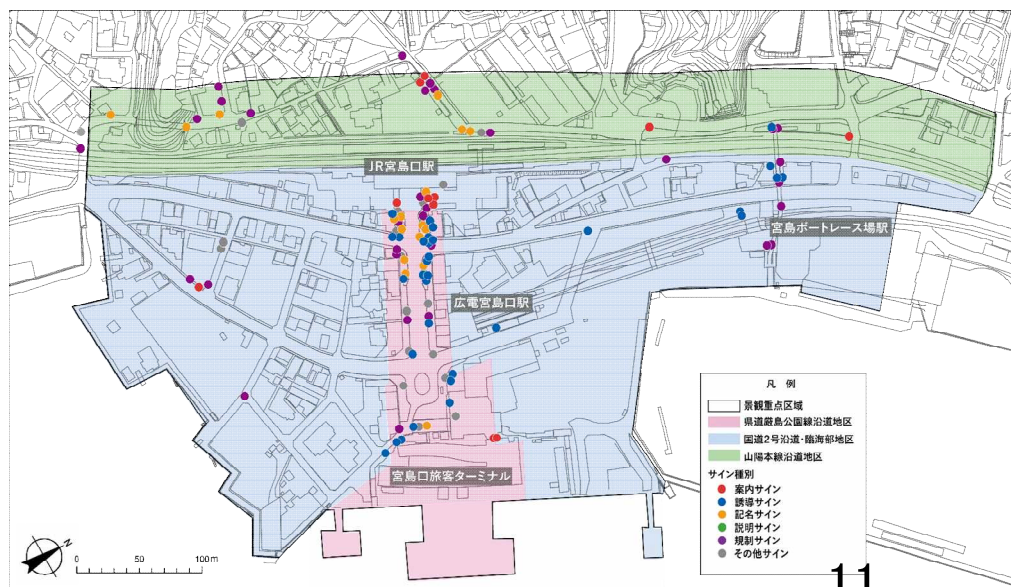
2. 主要課題の整理

● 現況把握

既存統計資料を活用した現状分析及び現地調査を実施

■ 現地調査の概要

調査日	令和3年9月22日(水)
調査方法	調査対象区域内に設置されたサインを目視にて確認し、サインの内容及び位置等を記録
調査項目	サイン種別、設置方法、記載内容、寸法(板面、筐体)、使用言語、使用色、メンテナンス状況 など



➡ **148**の公共サインを確認
(うち約1/3が「誘導サイン」)

● 主要課題の抽出

現況把握の結果、6つの課題を抽出

課題 1 デザインや名称の不統一

課題 2 不適切な配置計画

課題 3 まちづくりの展開に合わせたサインの検討

課題 4 景観重点区域にふさわしくないデザイン

課題 5 視認性の低いレイアウトやデザイン

課題 6 メンテナンス不足による劣化

課題 1

デザインや名称の不統一

- 施設の種類、整備主体、整備時期により デザインが異なる ため、情報を認識しにくい
- 施設名称や使用言語が不統一 であるため、混乱しやすい

類似する名称 例) 宮島口旅客ターミナル



デザインが不統一



使用言語が不統一



課題 2

不適切な配置計画

- 設置箇所が不適切で情報が伝わりにくい
- 1地点に複数の看板が設置され、情報を認識しにくい
- 地下道入り口は特に動線が複雑で、来訪者が迷いやすい

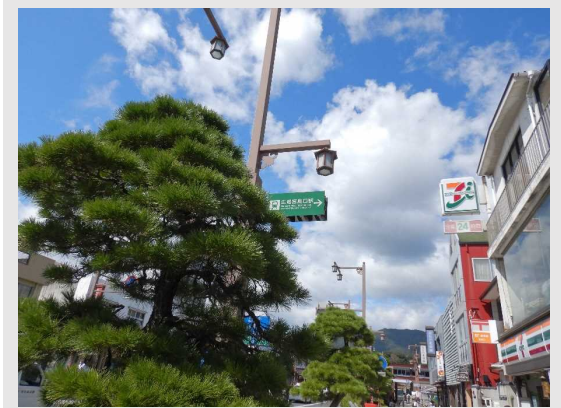
通行者に板面が見えない



内容が重複している



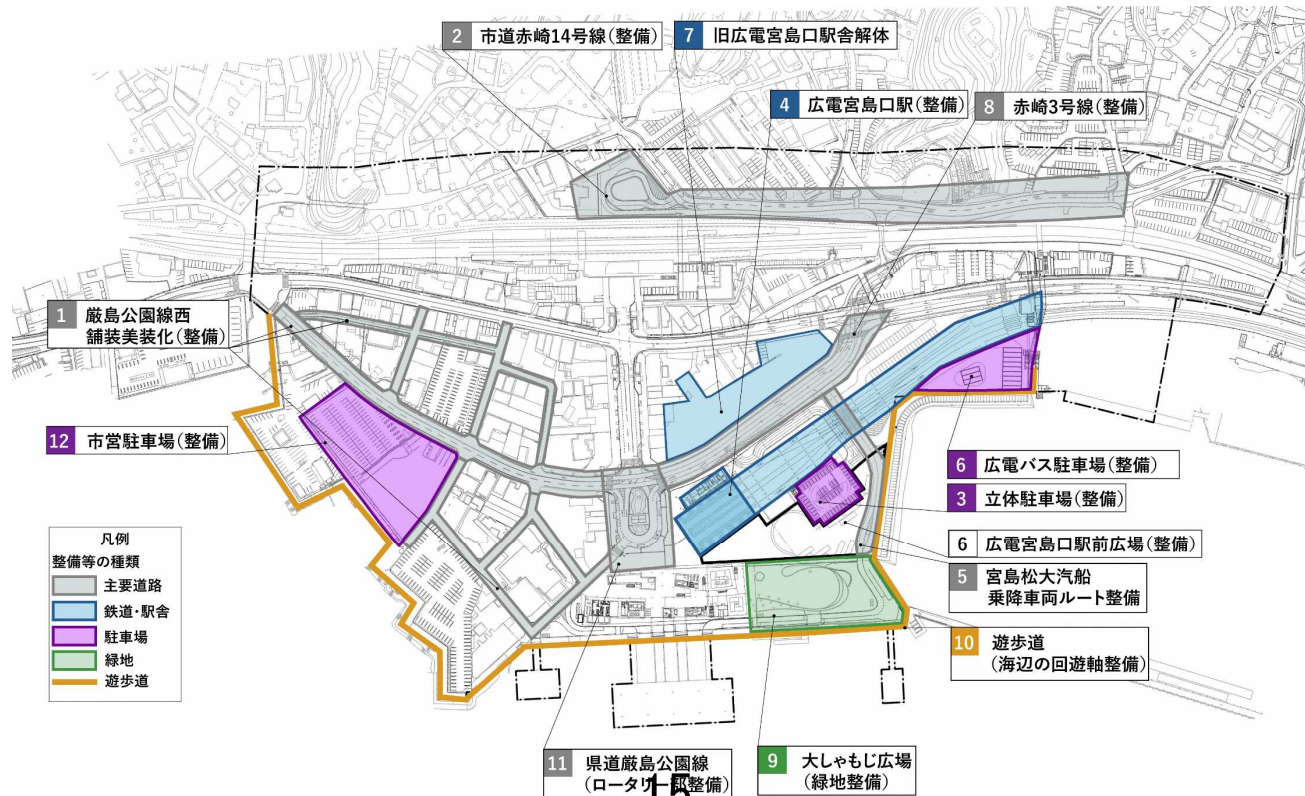
樹木と重なっている



課題3 まちづくりの展開に合わせたサインの検討

- 宮島口地区で今後整備が予定されている事業に合わせ、段階的にサインの整備が必要

■ 宮島口地区におけるまちづくりの展開



課題 4

景観重点区域にふさわしくないデザイン

- 既製品や道路標識と類似したサインが多く、宮島らしい歴史文化的な要素に欠ける

道路標識と類似している

既製のデザインでオリジナリティに欠ける



課題 5

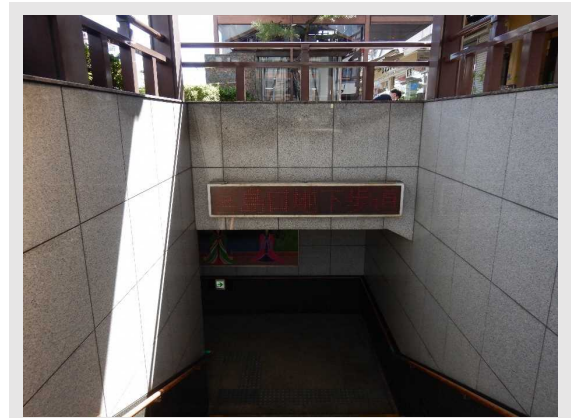
視認性の低いレイアウトやデザイン

- サインより広告が目立っており、必要な情報が認識しにくい
- 複数のサインが煩雑となっており、視覚的な混乱を招くとともに必要な情報が読み取りにくい
- 地下道入口の電光掲示板は、文字がほとんど見えない

情報が煩雑



文字が見えない



課題 6

メンテナンス不足による劣化

- 板面が剥がれて情報が読み取れない
- 一時的な情報を伝えるサインが長期間放置されて効果が低下している
- 設置主体が異なる又は不明など維持管理体制が整っておらず、メンテナンスが困難

経年劣化により板面の情報が読み取れない



3. サイン計画における基本的な考え方

3. サイン計画における基本的な考え方

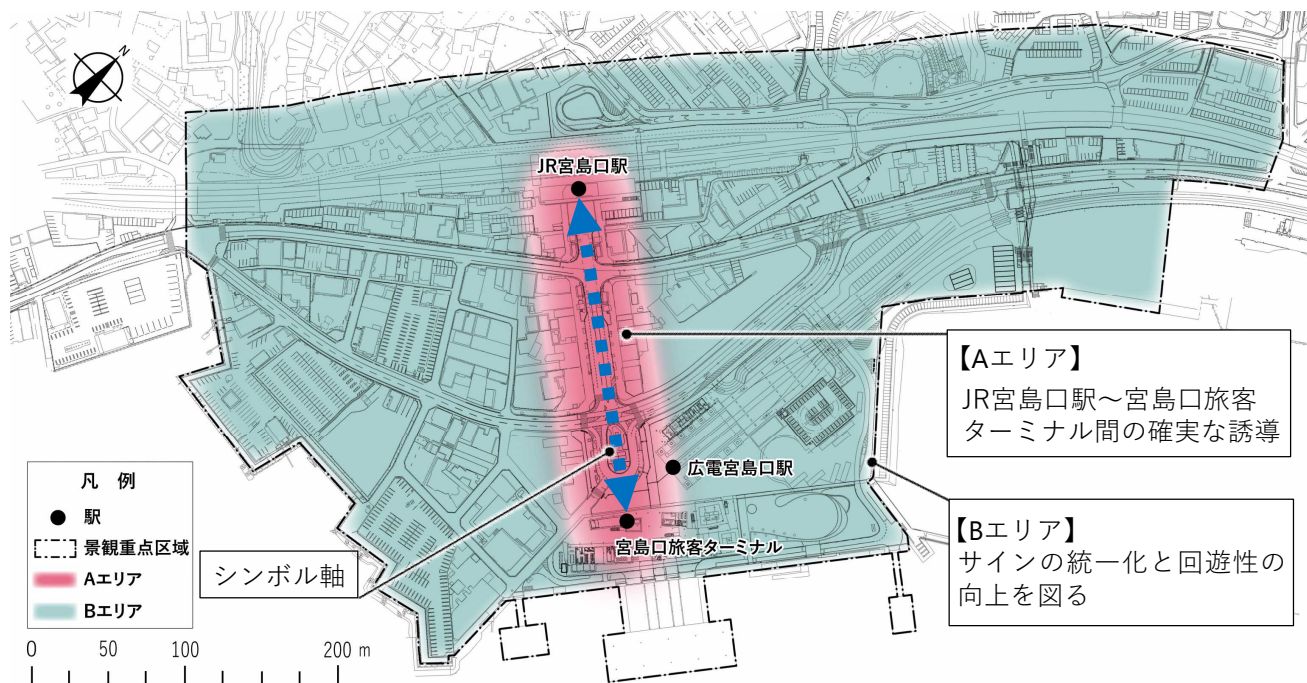
本編：p17

主要課題の整理を踏まえ、基本理念及び基本方針を設定

● 基本理念

何度も訪れたいくなる ずっと暮らしたくなる 人々が集うまち 宮島口

● 基本方針（エリア区分）



『Aエリア』
と
『Bエリア』
に区分

3. サイン計画における基本的な考え方

本編：p18-19

● 基本方針（Aエリア）

【Aエリアの方針】

宮島口のシンボル軸として
誰もがわかりやすいサイン
の導入

【Aエリアの目標】

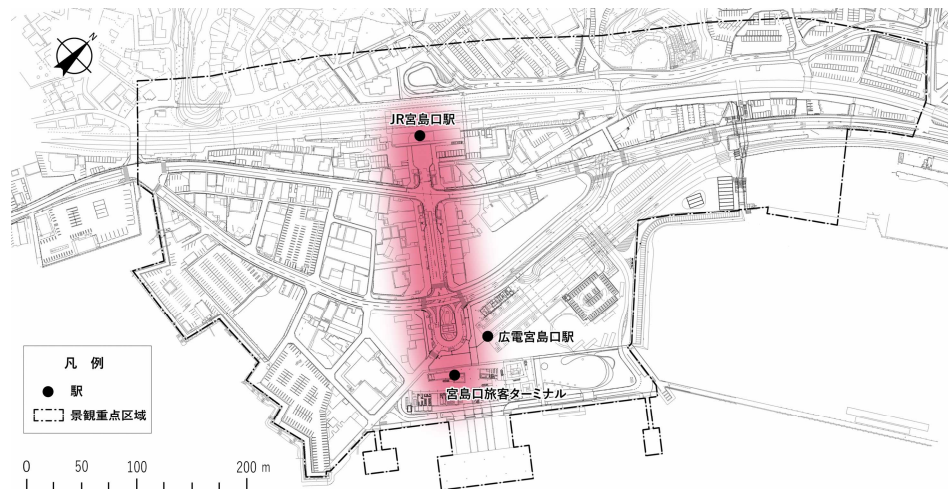
目標1 案内誘導の機能強化に向けた適切なサインの設置

- ・ わかりやすく、視認性がある案内サイン、誘導サインのデザイン作成
- ・ 起点・終点（駅及びターミナル）や分岐点を踏まえた配置計画の検討 等

目標2 既設サインやICT技術を活用した効果的・効率的な整備・更新

- ・ 現状を踏まえた適正なサインの方向性（新設・更新・転用・撤去・継続設置）の検討
- ・ ICT等技術を活かしたサイン（デジタルサイネージ等）の導入検討 等

■ Aエリア（シンボル軸）



3. サイン計画における基本的な考え方

本編：p20-22

● 基本方針（Bエリア）

【Bエリアの方針】

宮島口全体の価値向上に資する
統一感あるサイン

【Bエリアの目標】

目標3 表記基準や標準デザインの導入

- ・ 言語、書体、文字の大きさ等、各サインの表記基準の設定
- ・ 主要な誘導先（施設等）における名称の統一化
- ・ 宮島口地区特有の施設等におけるオリジナルピクトグラムの導入検討 等

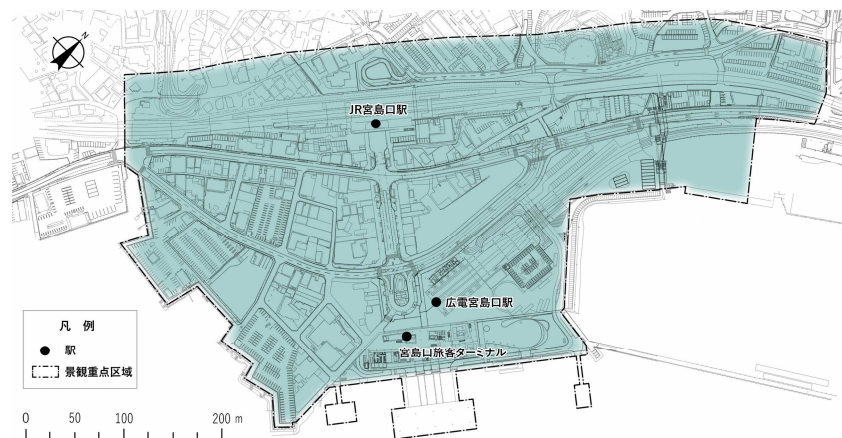
目標4 まちづくりの展開に合わせたサインの導入

- ・ 今後の整備計画を踏まえた施設名称やピクトグラム等の基準の設定
- ・ まちづくりの展開と併せた段階的なサイン整備 等

目標5 エリア全体の質向上に向けた適切な維持管理

- ・ 継続的に情報を蓄積・管理できる仕組み（公共サインデータベース）の構築
- ・ 点検チェックシートを用いた適切な維持管理手法の導入
- ・ エリアマネジメントも考慮したメンテナンス体制の構築 等

■ Bエリア（宮島口地区全体）



4. 課題に対応した方針

- 課題に対応した方針の設定

課題 1

デザインや名称の不統一



『表記基準』の設定

『表記基準』の設定

● 記号（ピクトグラム）

- 「標準案内用図記号ガイドライン 2021」に基づいたピクトグラムの使用を基本とします
- 必要に応じてオリジナルピクトグラムも使用（推奨案を提示）

ピクトグラム



鉄道・鉄道駅

オリジナル
ピクトグラム



大しゃもじ広場

35mm

● 書体

- 読みやすさ、見分けやすさ、目のつきやすさに優れた書体であることを前提とします
- 宮島口地区で使用されている書体（JR等）を考慮して設定

■ 和文

モリサワ新ゴ M

宮島口ならではのサイン計画

■ 欧文

Frutiger LT 65 Bold

ABCDEFGHIJKLMNOPQRSTUVWXYZ
abcdefghijklmnopqrstuvwxyz011234567

4. 課題に対応した方針

本編：p40-47

- 課題に対応した方針の設定

課題 2

不適切な配置計画

課題 3

まちづくりの展開に合わせたサインの検討



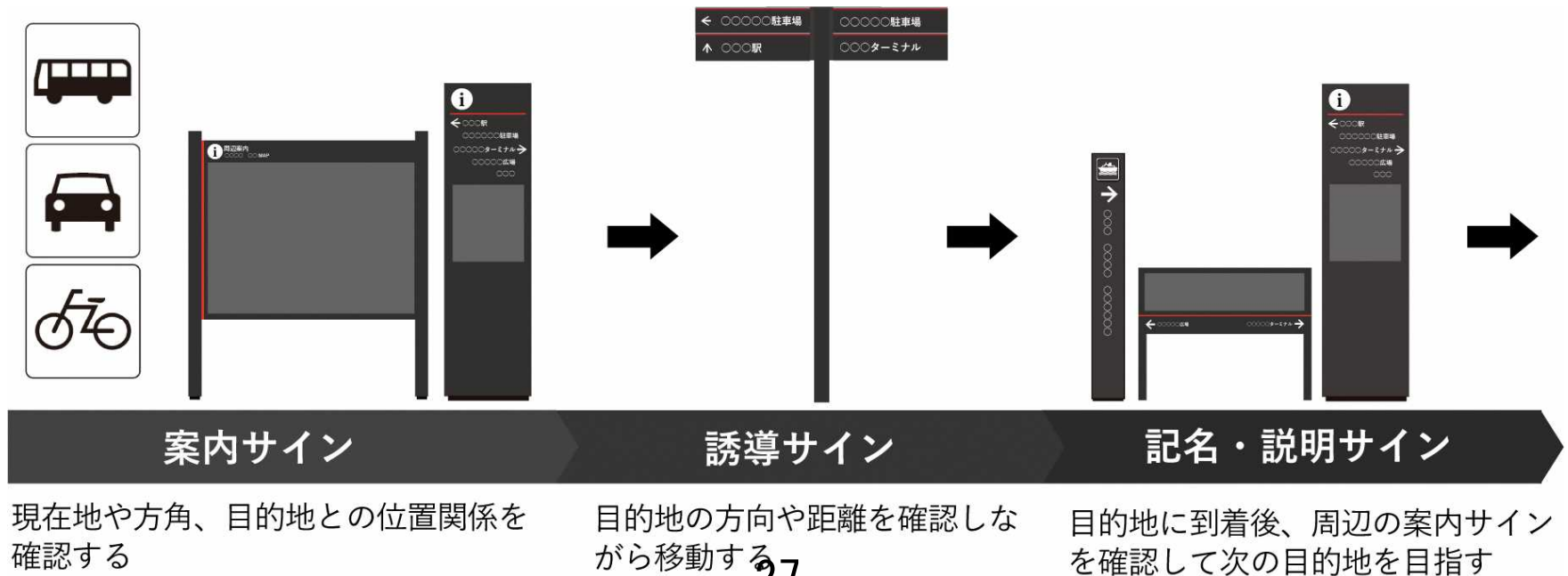
『配置計画』の検討

『配置計画』の検討

● 配置ルールと配置計画

- サイン種別ごとの配置ルールに基づいた宮島口地区のサインの配置計画を検討

■ 配置ルールに基づく案内誘導の流れ



4. 課題に対応した方針



- 課題に対応した方針の設定

課題 4

景観重点区域にふさわしくないデザイン

課題 5

視認性の低いレイアウトやデザイン



『標準デザイン』の設定

『標準デザイン』の検討

● 基本的な考え方

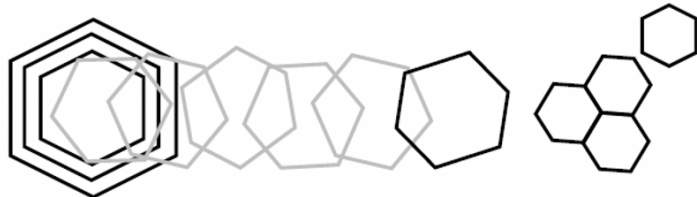
- 「宮島口地区景観整備ガイドプラン」を踏まえたサインの標準的なデザインを設定
- エリア毎のデザインを提示

■ 「景観整備ガイドプラン」における景観エレメントのデザインに関する基本事項

「世界遺産厳島神社にふさわしい「日本の参道」としての新しい**和の美**を創出する」

【デザインの構造的基本単位】

厳島神社の神紋である亀甲紋(正六角形)



【色彩】

伝統的で渋みのある色彩

ダークグレー	10YR2/1	
朱色	8.75R5/12	

● 「Aエリア」の標準デザイン

- 「宮島口地区
景観整備ガイ
ドプラン」を
踏まえたデザ
イン
- シンボル軸と
して、デザ
インの差別化や
筐体の高質化

■ Aエリアにおける標準デザイン（総合案内サイン・ウェルカムサイン）



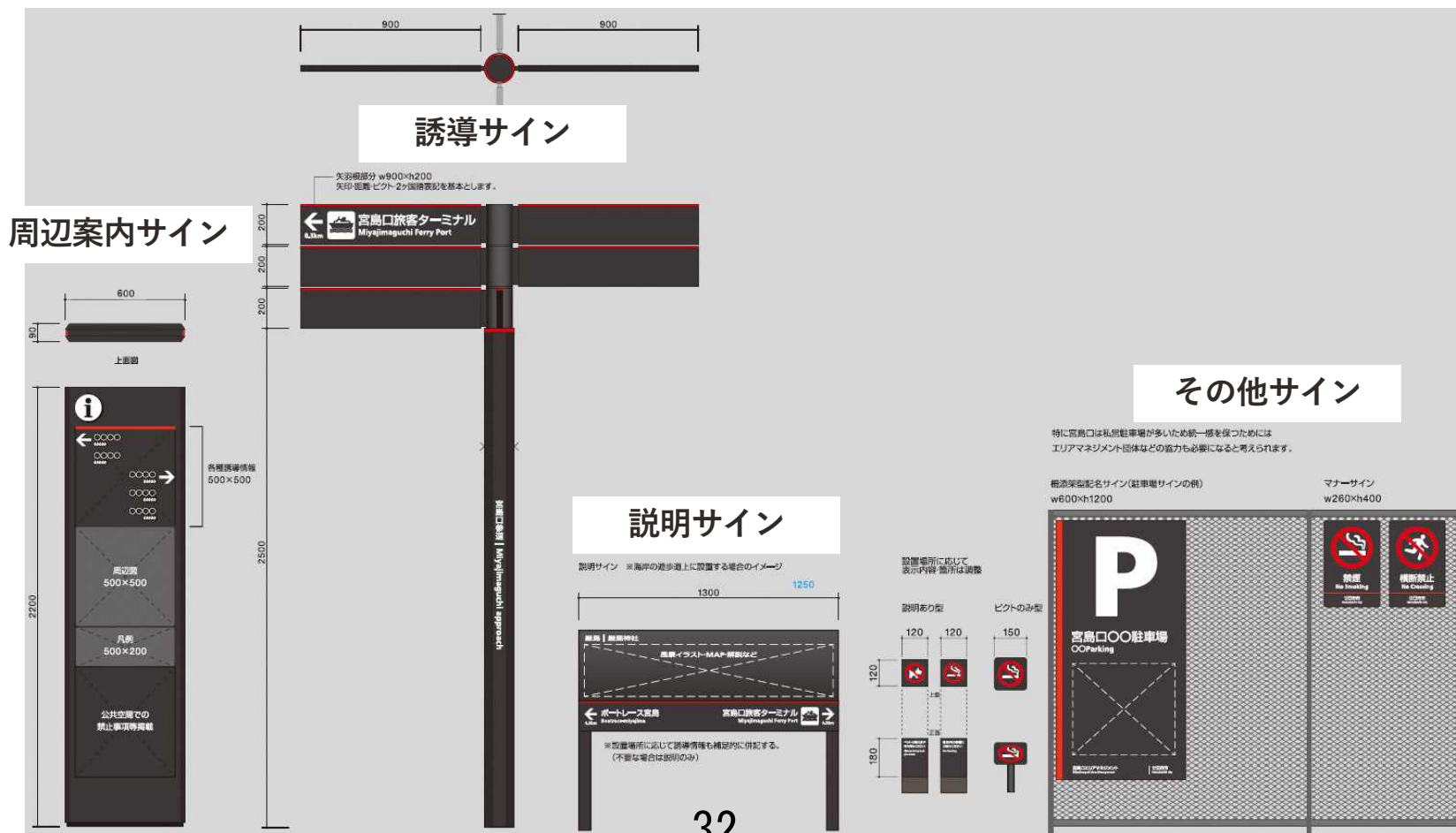
4. 課題に対応した方針

本編：p52-58

● 「Bエリア」の標準デザイン

- 景観と調和するシンプルさを重視したデザインを基本

■ Bエリアにおける標準デザイン（周辺案内サイン・誘導サイン・説明サイン・その他サイン）



- 課題に対応した方針の設定

課題 6

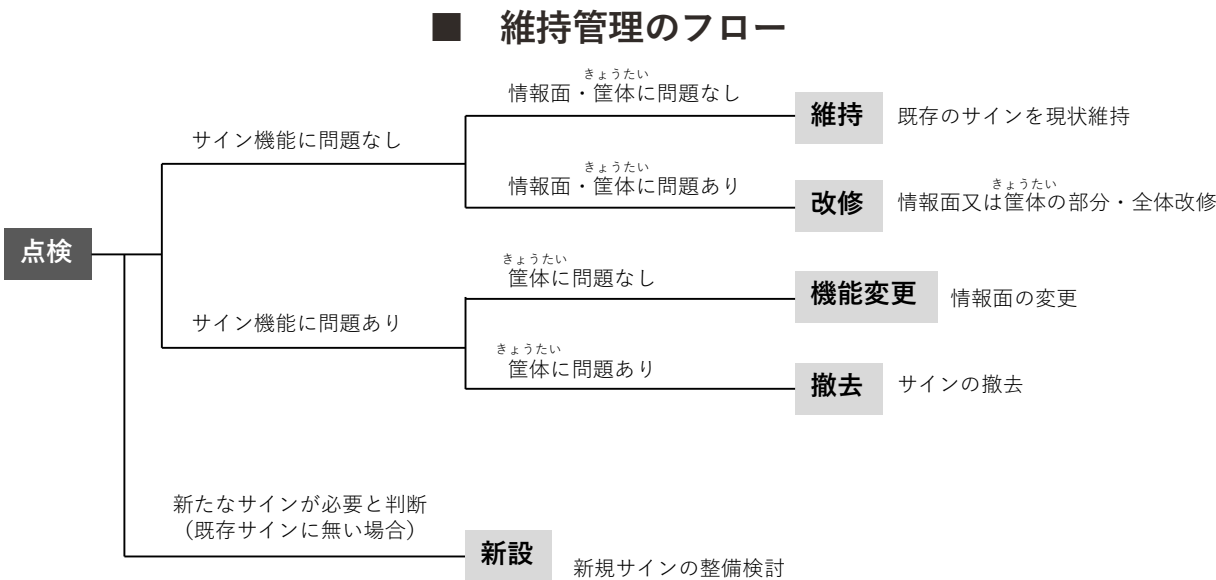
メンテナンス不足による劣化



『維持管理の方針』の検討

『維持管理の方針』の検討

- サインの一元的な管理の流れ
 - ・ 現地調査結果に基づいて作成した「宮島口地区公共サインデータベース」を活用し、継続的な情報の蓄積
 - ・ 点検チェックシートを用いた適切な維持管理



■ 点検チェックシート

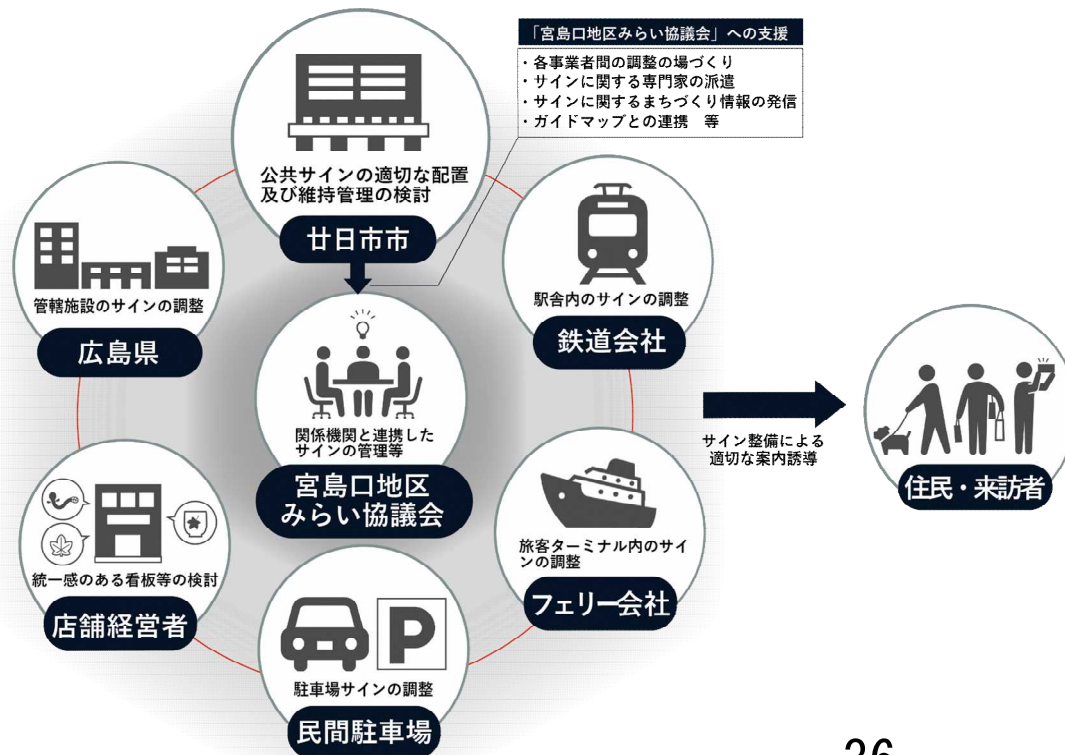
番号		点検日	
サインの概要		点検者(所属)	
サイン種別	案内・誘導・記名・説明・規制・その他()		
点検内容	問題有無	備考(具体的な内容など)	
A:周辺環境との整合性の点検			
①周辺環境や宮島口地区の整備状況との調和	有・無		
②現在のサイン種別による機能性	有・無		
③設置場所	有・無		
④その他	有・無		
B:本体(筐体部分)の点検			
①主要部材の変形・腐食	有・無		
②取付部分の変形・腐食	有・無		
③その他	有・無		
C:情報面(サインの内容)の点検			
①情報面の汚れ・色褪せなど	有・無		
②情報面の破損	有・無		
③文字の判読性	有・無		
④施設名称等の表記内容	有・無		
⑤情報の内容	有・無		
⑥その他	有・無		
点検結果	維持・改修(情報面・筐体)・機能変更・撤去・その他()		
その他特記事項			

5. 今後の活用に向けて

● エリアマネジメントとの連携

- 本計画の活用と併せて『宮島口地区みらい協議会』と連携し、今後も地区のまちづくり活動に対して積極的な支援を推進し、地区の回遊性の向上に資する取組等を検討

■ エリアマネジメントによる関係機関との連携



【宮島口地区みらい協議会への支援】

- ・ 各事業者間の調整の場づくり
- ・ サインに関する専門家の派遣
- ・ サインに関するまちづくり情報の発信
- ・ ガイドマップとの連携等

報告事項
(宮島口地区景観整備ガイドプランについて)

第9回廿日市市景観審議会

報告事項 宮島口地区景観整備ガイドプランについて

宮島口地区 景観整備ガイドプラン

《公共事業等景観形成版》

宮島とのつながりを意識した、
うるおいと落ち着きのある、
【和】をイメージした街並みをめざして



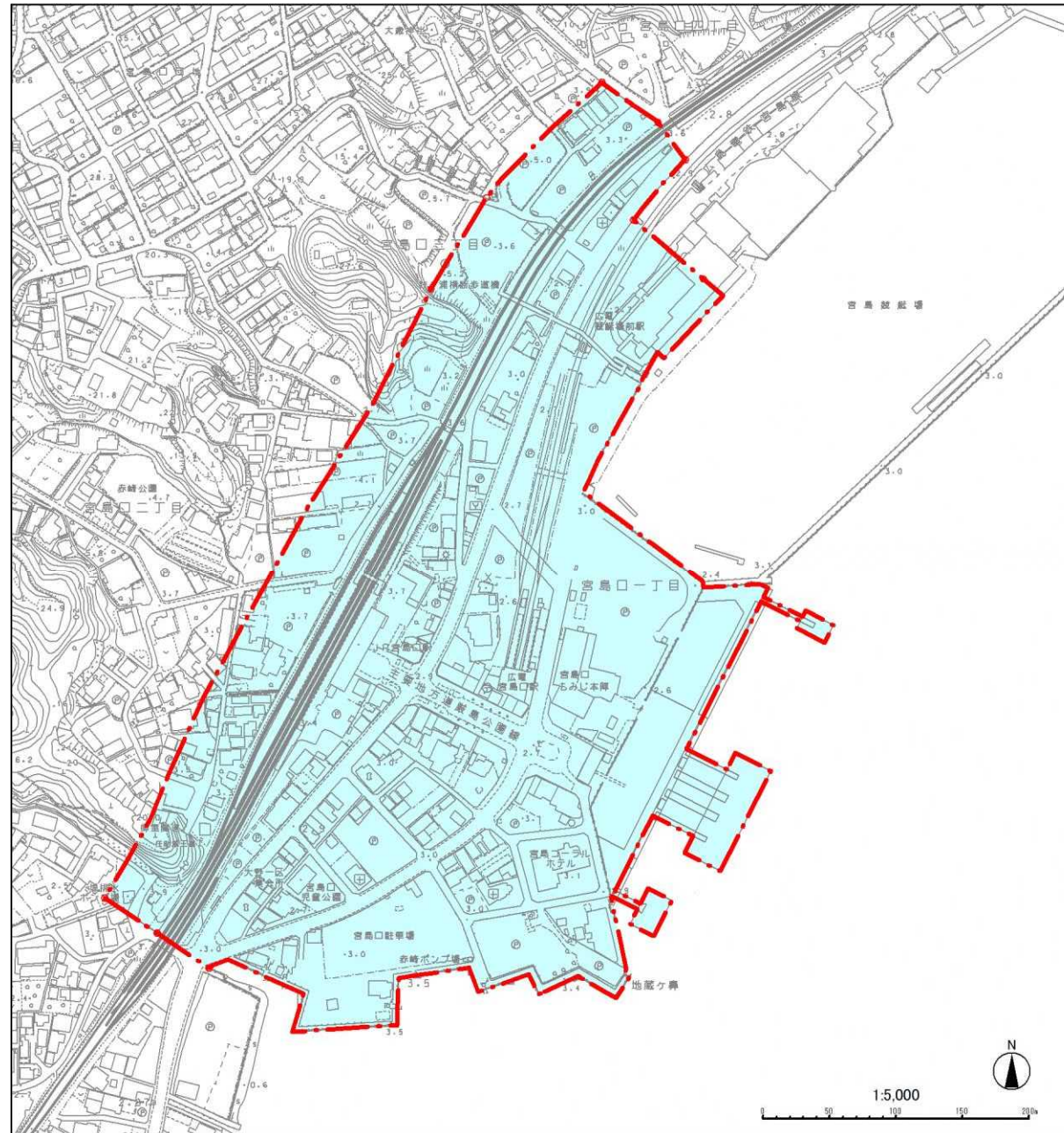
宮島口

宮島

1.対象区域

ガイドプランの対象区域は、以下に示す区域とします。

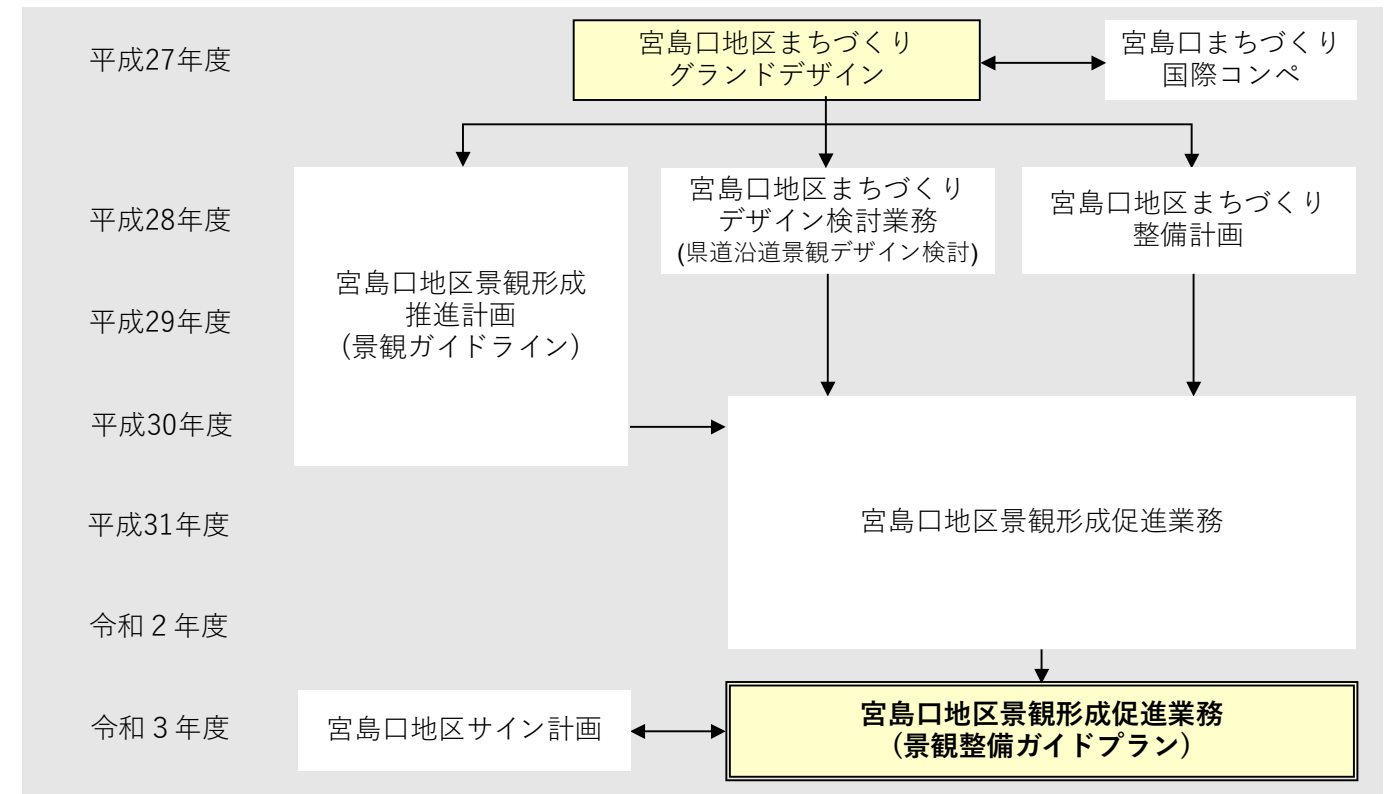
図－ガイドプラン対象区域図



2. 上位関連計画における景観形成の基本方針

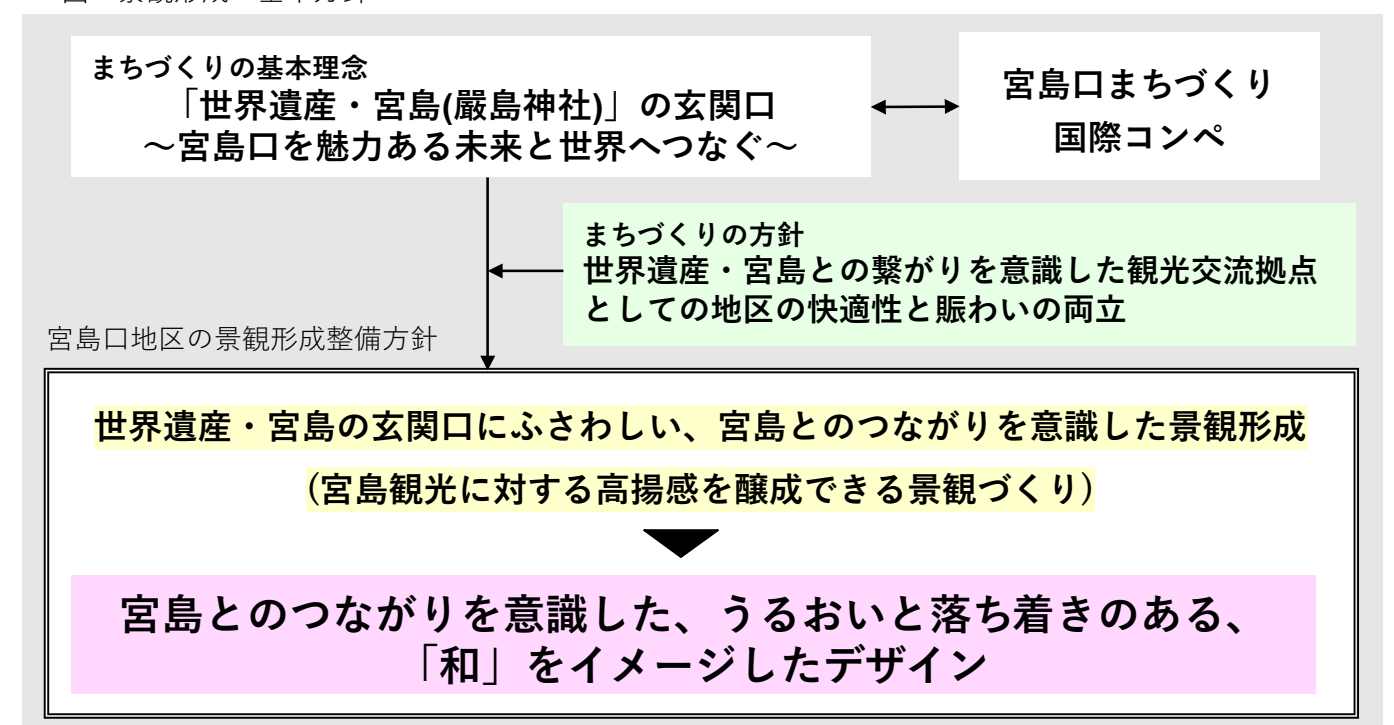
宮島口まちづくり国際コンペの開催以降、宮島口地区では、各種の景観整備計画やまちづくり事業の計画、設計が進んでいます。

図－計画の展開(景観関係)



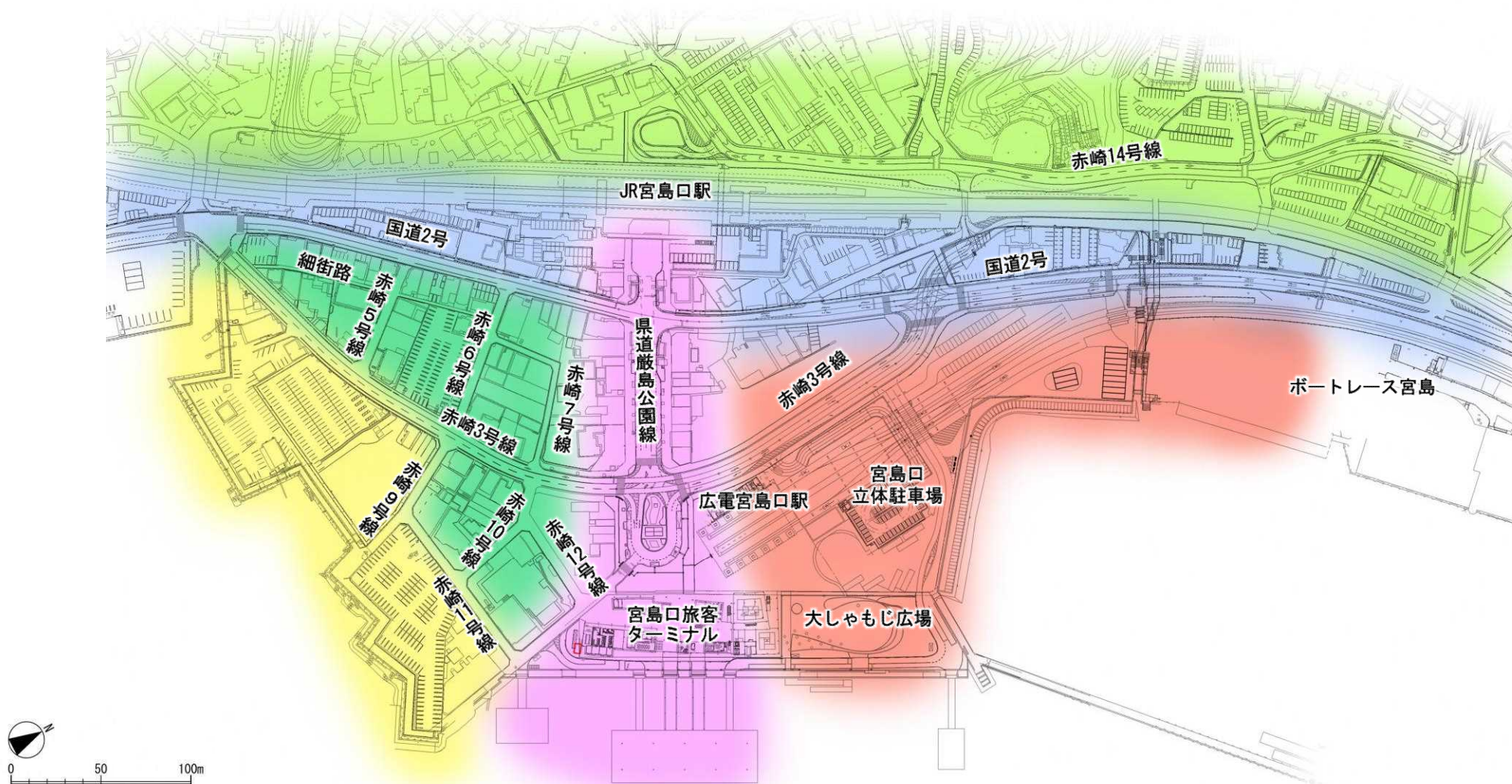
これまでの景観関連の計画における景観形成の基本方針をまとめると以下のようになります。
具体的な景観の基本方針は、「宮島とのつながりを意識した、うるおいと落ち着きのある、
「和」をイメージしたデザイン」であり、これをもとに景観形成の具現化を図っていきます。

図－景観形成の基本方針



出典：宮島口地区まちづくりグランドデザイン、宮島口地区景観ガイドライン

3. 宮島口地区の景観形成の基本的考え方



県道巖島公園線沿道地区

- ・宮島口地区の南北軸のメインストリートです。
- ・宮島への来訪者に期待感を持たせる宮島口地区らしさを印象づける景観形成が望めます。

国道2号沿道・臨海部地区①
(国道沿道エリア)

- ・宮島口地区の東西軸で、自動車で訪れる際の玄関口です。
- ・自動車での来訪者にとって、安全で歩きやすい空間の確保が望まれます。

国道2号沿道・臨海部地区②
(県道東側エリア)

- ・東側の臨海部で、広電駅の東側区域です。
- ・瀬戸内海や宮島を望む地区として、和の美にふさわしい景観や新たな景観形成を進めます。

国道2号沿道・臨海部地区③
(県道西側エリア)

- ・西側の臨海部で、駐車場が多く含まれます。
- ・宮島を望むスポットで、宮島側から見える景観にも配慮した景観形成が望まれます。

国道2号沿道・臨海部地区④
(県道西側エリア)

- ・赤崎3号線の西側周辺で、商業施設や住宅などで利用されています
- ・歩行者の回遊空間として、落ち着きと趣きのある景観形成が望めます。

山陽本線沿線地区
(赤崎14号線沿道エリア)

- ・山陽本線の北側に広がる地区です。
- ・鉄道南側との一体感と落ち着きのある景観形成が望めます。

■ 整備の考え方

道路空間を魅力的な回遊空間として機能を向上させるため、宮島口地区らしく、親しみやすい舗装の修景化(下水道事業に合わせて整備)及び民有地における景観の向上を図るため、歩行者の視界に入る空調設備や保管物等の目隠し修景を行うことが望まれます。

【照 明・サイン】

回遊空間の安全性、誘導性を向上させる照明灯（防犯灯や足元灯）やルートサインを適宜配置することで、歩きやすく魅力的な景観形成を図ります。

【舗 装】

舗装は、半たわみ性舗装のカッター目地仕上げとすることで、回遊ネットワークとして共通性のある景観形成を図ります。

【ストリートファニチャー】

設備等の目隠しは、宮島口地区景観ガイドラインに沿った茶系の素材や木材等自然素材を使用した景観性に優れたものとする。ことで沿道景観の向上を図ります。

【緑 化】（候補樹種の提案）

「和の美」を感じさせる魅力的な回遊空間の形成をめざすためには、民有地内の植栽についても一定の調和を図ることが望まれることから、以下の候補樹種を推奨します。併せてプランター植栽の配置による景観演出を推進します。

<代表樹木> イロハモミジ、シダレザクラ、ヤマザクラ

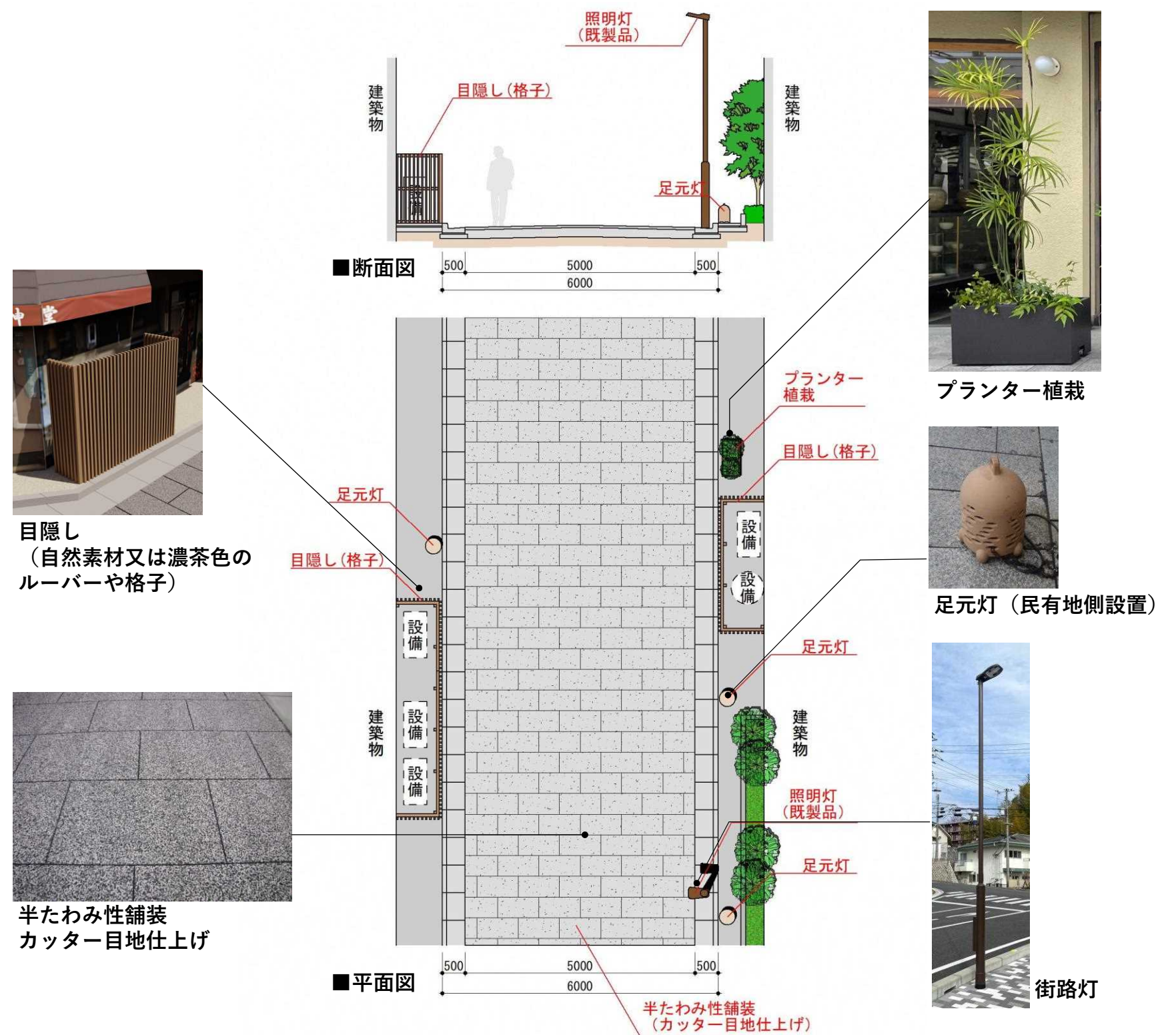
<中高木> ヤブツバキ、エゴノキ、マンサク、ナツツバキ

<低 木> ジンチョウゲ、アセビ、コクチナシ、センリョウ、カンツバキ、ナンテン、ブルーパシフィック、オカメザサ、コグマザサ、ムラサキシキブ、コムラサキシキブ、アジサイ

<草本類> トクサ、ツワブキ、フィリヤブコウジ、シャガ、シマカンスゲ、セキショウ、ユキノシタ、アジュガ、シュウメイギク、オニヤブソテツ、レザーリーフファン、タマシダ、ワイヤープランツ、ヤブラン、ノボタン、ウラハグサ、キンウラハグサ、オダマキ、フジ、ススキ、イカリソウ、ホトトギス、アマドコロ、ハギ、オシダ、キキョウ、スズラン

※中高木は樹高1m～3m、低木は樹高1m未満の樹木をいいます。

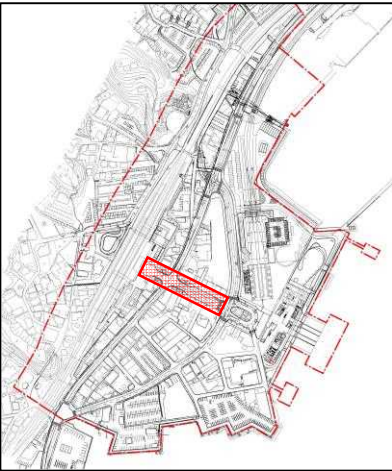
※緑色文字は常緑樹、茶色文字は落葉樹を示します。



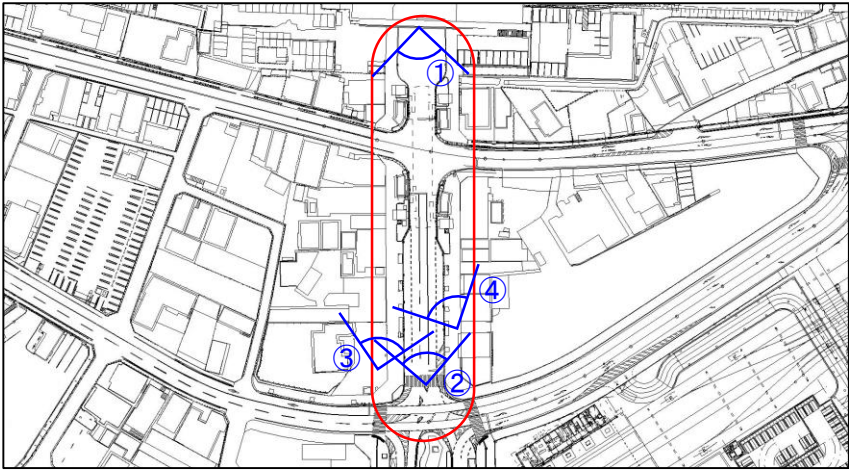
■ 基本的事項（県道厳島公園線一般部）

位 置	路線名称	県道厳島公園線
	用途地域	商業地域（建ぺい率：80%、容積率400%）
	道路構成	幅員27m（車道15m、両側歩道 6 m）
	沿道施設	商業施設、業務施設、住宅及び駐車場
	地区区分	県道厳島公園線沿道地区

■ 位置図



■ 拡大図



■ 現況写真



①



②

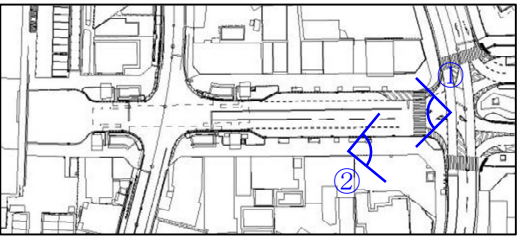


③



④

■ イメージパース



①宮島口旅客ターミナル側からJR宮島口駅側を見る

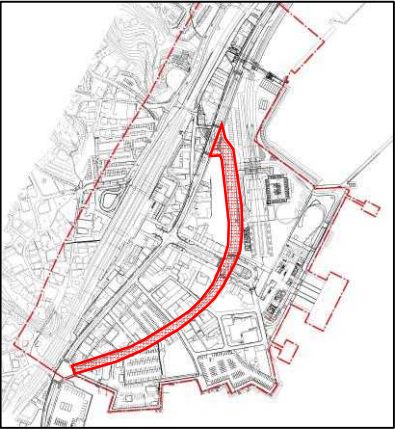


②JR宮島口駅側から宮島口旅客ターミナル側を見る

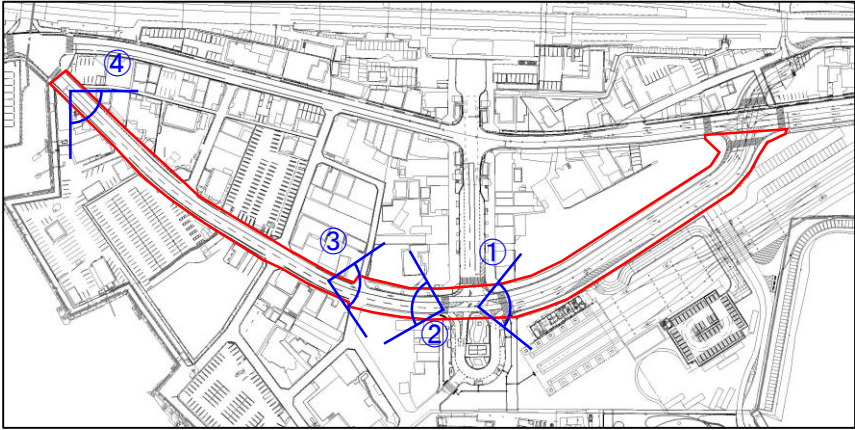
■基本的事項

位 置	路線名称	赤崎 3 号線
	用途地域	商業地域（建ぺい率：80%、容積率400%）
	道路構成	（県道厳島公園線以東、整備予定区間） 幅員20m（車道13m、両側歩道3.5m） （県道厳島公園線以西、整備済区間） 幅員12m（車道 9 m、両側歩道1.5m） 幅員18m（車道10.5m、両側歩道3.75m）
	沿道施設	商業、業務施設、住宅及び駐車場
	地区区分	国道 2 号沿道・臨海部地区②・③・④、県道厳島公園線沿道地区

■位置図



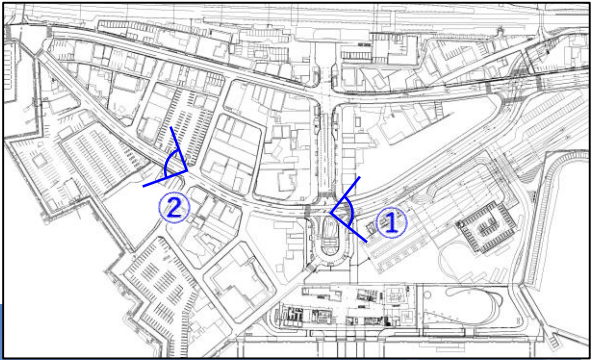
■拡大図



■現況写真

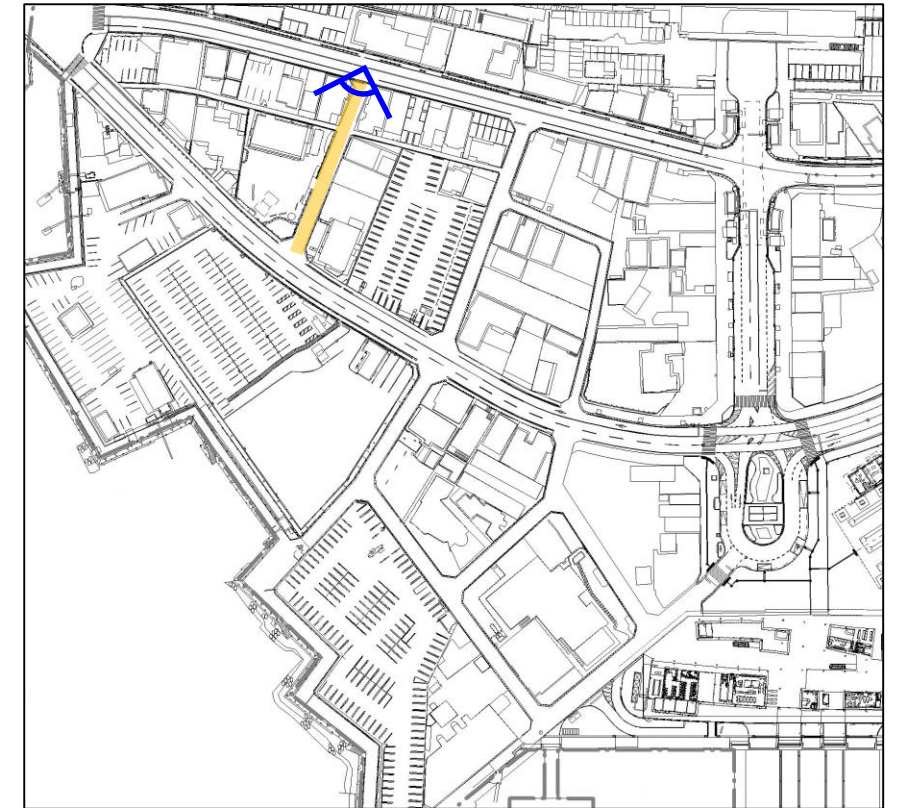


■イメージパース

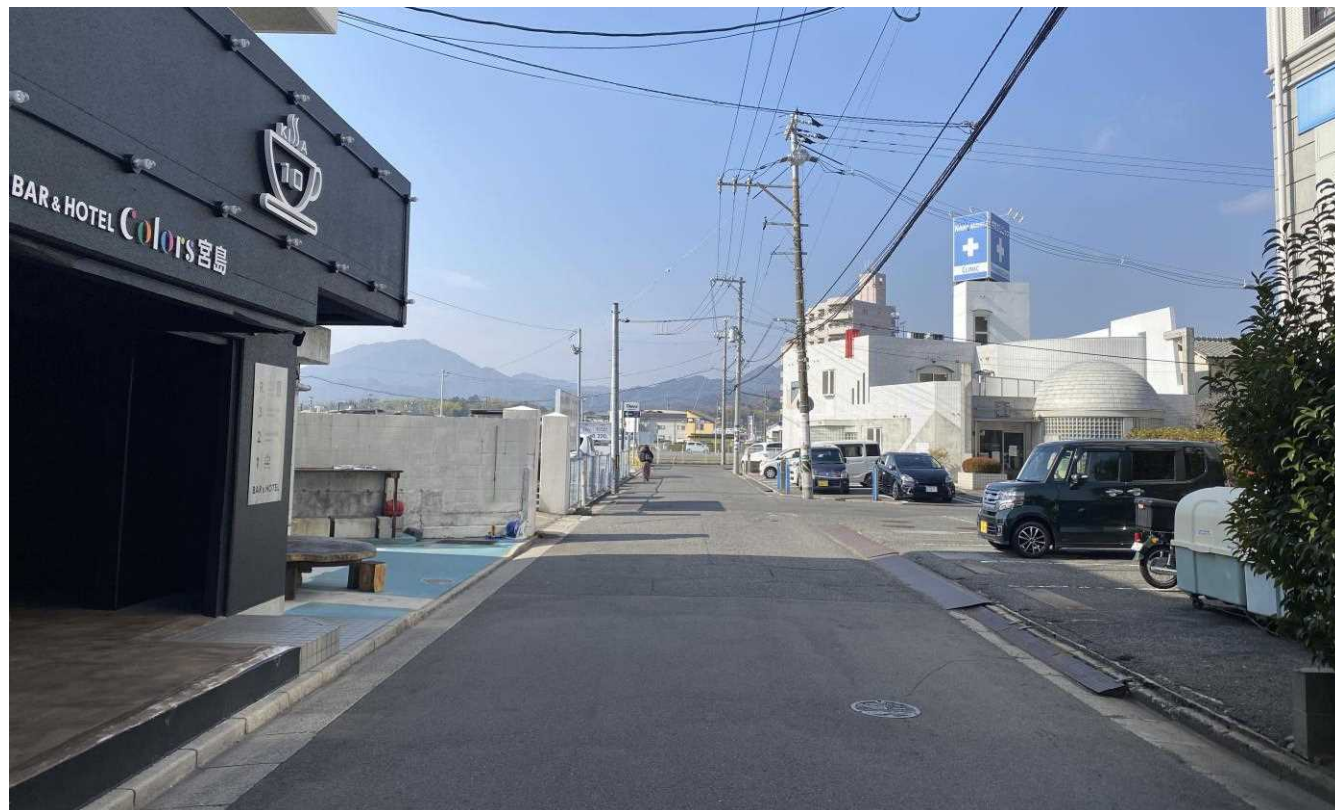




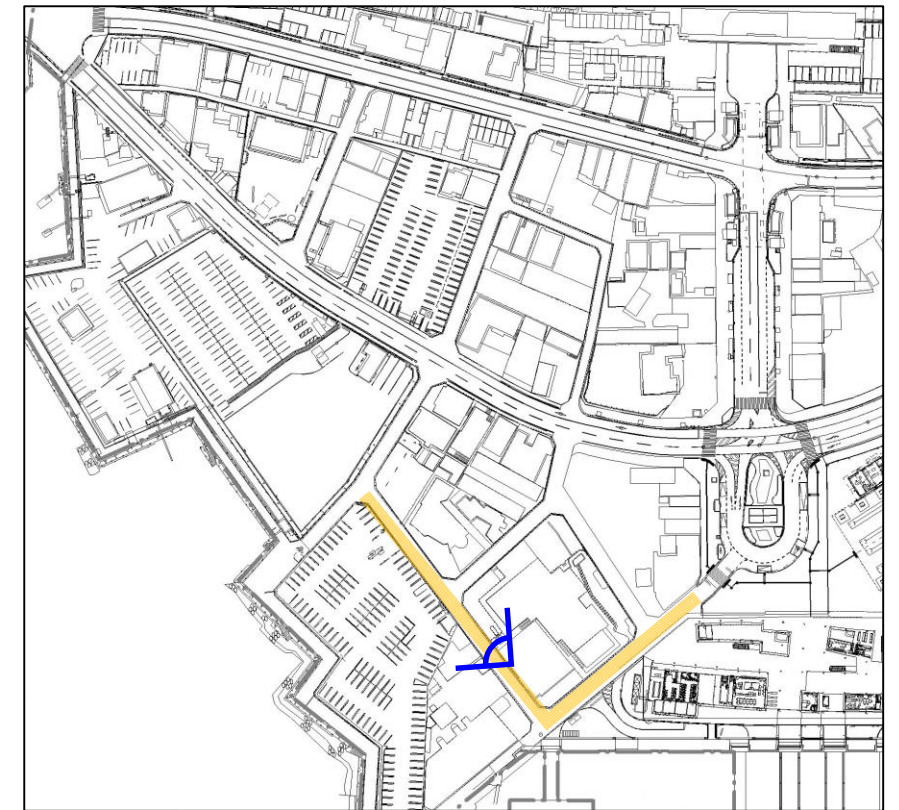
現 況



改修案



現 況



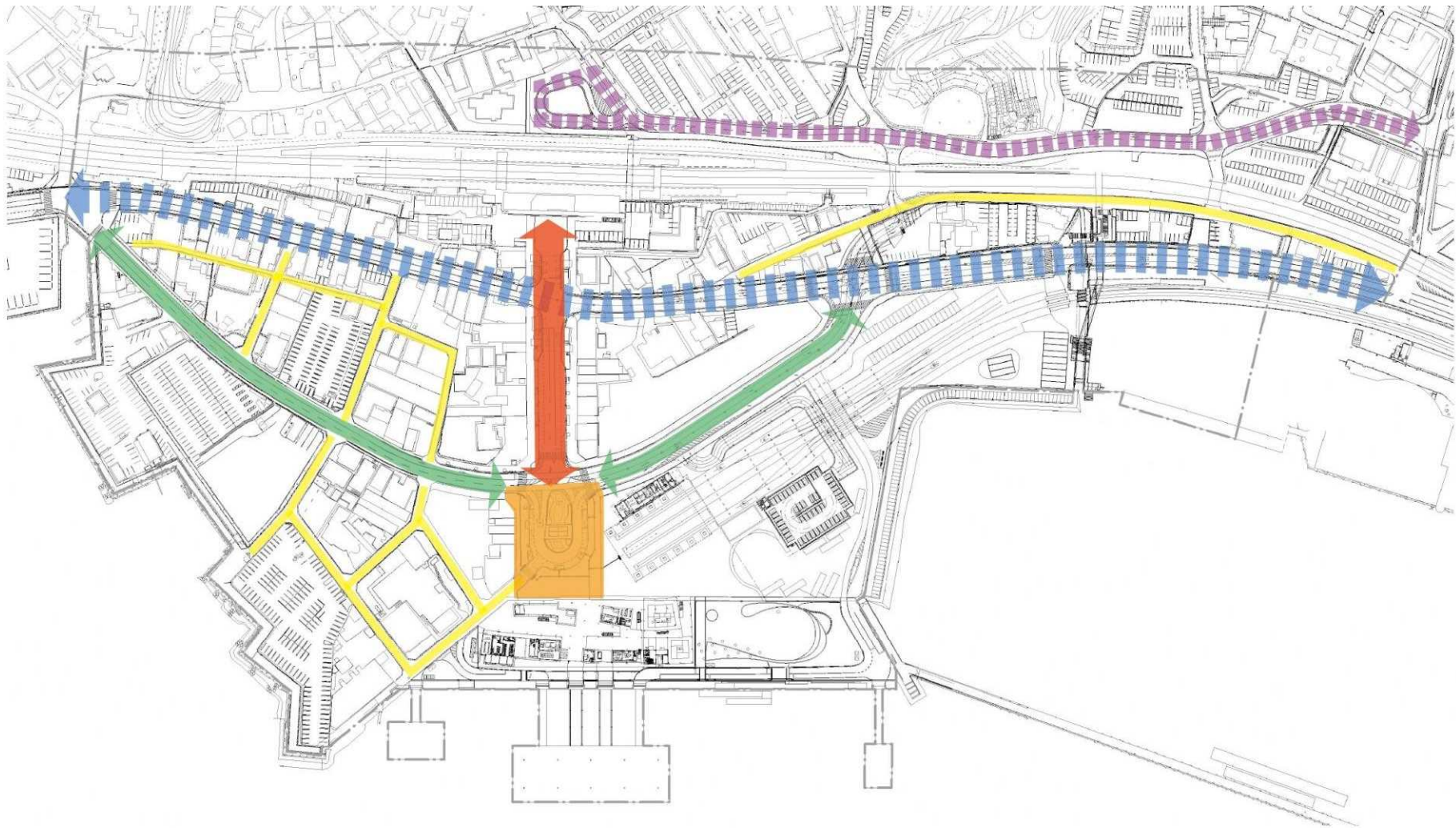
改修案

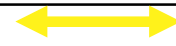
5. 緑化デザイン

1) 地区全体の方針

緑化にあたっては、宮島口地区周辺の気候条件、地域の潜在的自然植生及び宮島（厳島神社）地区の緑化状況を踏まえ、宮島口地区の「和の美」の景観形成に向け、宮島を想起させる樹種の選定を行い、各空間に応じた候補樹種の選定のため、以下の4項目の基本方針を掲げます。

- ① 地区全体で調和のとれた植栽計画による魅力的な緑の景観形成
- ② 各空間に応じた低・中高木等の組み合わせによる季節感とバランスのとれた樹種の選定
- ③ 維持管理に配慮した植物の選定、配置
- ④ 株分けにより地区全体に広がっていくなど、まちづくり活動に寄与する植物の選定



凡例・名称	路線別の方針
 国道2号	宮島口地区における自動車交通の玄関口となる広域幹線道路であり、宮島口地区の分断要素にならないよう、民有地において可能な限り緑化スペースの確保を図るとともに、プランター植栽による軒先緑化を積極的に推進します。
 県道厳島公園線 一般部・ ロータリー部	県道厳島公園線(ロータリー部を含む)は、宮島口地区の玄関口、南北のシンボル軸として、宮島へのつながりを象徴する和のイメージの緑地景観の形成を図ります。民有地においても可能な限り緑化スペースの確保を図るとともに、プランター植栽による軒先緑化を積極的に推進します。
 赤崎3号線	宮島口地区の南北のシンボル軸である県道厳島公園線に対して、地区の東西をつなぐ回遊路線であり、民有地において可能な限り緑化スペースの確保を図るとともに、プランター植栽による軒先緑化を積極的に推進します。
 赤崎5,6,7,9,10,11,12号線等 鼓ヶ浦赤崎線	宮島口地区の区画道路(幅員4～6m)及び細街路(幅員2m未満)については、民有地において可能な限り緑化スペースの確保を図るとともに、プランター植栽による軒先緑化を積極的に推進します。
 赤崎14号線	JR山陽本線北側の路線であり、南側の中心市街地と調和した樹種による緑地景観の形成を図ります。民有地においても可能な限り緑化スペースの確保を図るとともに、プランター植栽による軒先緑化を積極的に推進します。

「和」のイメージの候補樹木（参考）－ 1

本地区の樹種選定は、宮島とのつながりを意識し、地域の植生、生態系に配慮した、周辺環境に適するものを基本としながら、「和」のイメージを演出するのに適した樹種を使用することとします。

代表的な樹木として、常緑樹ではアカマツ、クロマツ、クロガネモチ、シラカシ、タブノキ、落葉樹ではイロハモミジ、シダレザクラ、ヤマザクラを提案します。

■代表樹木（中高木）

■国道2号 ■厳島公園線 ■赤崎3号線 ■区画道路 ■赤崎14号線

常緑樹



アカマツ
マツ科
常緑樹
開花期 4～5月
果実期 9～10月

■ ■ ■



クロマツ
マツ科
常緑樹
開花期 5月
果実期 10～11月

■ ■ ■



クロガネモチ
モチノキ科
常緑樹
開花期 5～6月
果実期 10～12月

■ ■



シラカシ
(アラカシ、
カシノミを含む)
ブナ科
常緑樹
開花期 5月
果実期 10月

■ ■



タブノキ
クスノキ科
常緑樹
開花期 4～5月
果実期 8～9月

■

落葉樹



イロハモミジ
カエデ科
落葉樹
開花期 4～5月
果実期 11～12月

■ ■ ■



シダレザクラ
バラ科
落葉樹
開花期 3～4月
果実期 5～6月

■ ■ ■



ヤマザクラ
バラ科
落葉樹
開花期 4月
果実期 6～7月

■ ■ ■

■中高木

常緑樹



モチノキ
モチノキ科
常緑樹
果実期 10月



ヒメユズリハ
トウダイグサ科
常緑樹
開花期 5～6月
果実期 12～1月



マダケ
イネ科
常緑樹



ヤブツバキ
ツバキ科
常緑樹
開花期 2～4月
果実期 8～10月

■



カクレミノ
ウコギ科
常緑樹
開花期 6～7月
果実期 10～11月



カナメモチ
バラ科
常緑樹
開花期 5～6月

■中高木

■国道2号 ■厳島公園線 ■赤崎3号線 ■区画道路 ■赤崎14号線



エゴノキ
エゴノキ科
落葉樹
開花期 5～6月
果実期 10～11月

■



シモクレン
モクレン科
落葉樹
開花期 4～5月
果実期 9～10月



マンサク
マンサク科
落葉樹
開花期 2～3月
果実期 10～11月

■



ナツツバキ
ツバキ科
落葉樹
開花期 5～7月
果実期 10～11月

■ ■ ■



サンシュユ
ミズキ科
常緑樹
開花期 2～3月
果実期 4～5月



ヤマボウシ
ミズキ科
落葉樹
開花期 5～6月
果実期 8～10月

■低木

※全路線共通



ジンチョウゲ
ジンチョウゲ科
常緑樹
開花期 2～4月
果実期 7月



アセビ
ツツジ科
常緑樹
開花期 3～4月



コクチナシ
アカネ科
常緑樹
開花期 5～6月
果実期 9～10月

常緑樹



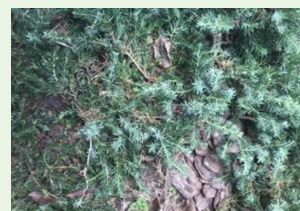
センリョウ
センリョウ科
常緑樹
開花期 6月
果実期 10～2月



カンツバキ
ツバキ科
常緑樹
開花期 12～3月



ナンテン
メギ科
常緑樹
開花期 5～6月
果実期 11～12月



ブルーパシフィック
ヒノキ科
常緑樹



オカメザサまたはコグマザサ
イネ科
常緑性



ムラサキシキブ
クマツツラ科
落葉樹
開花期 6月
果実期 10～11月



コムラサキシキブ
クマツツラ科
落葉樹
開花期 6～7月
果実期 9～11月



アジサイ
アジサイ科
落葉樹
開花期 5～7月

落葉樹

■草本類

※全路線共通

常
緑
性



トクサ
トクサ科
常緑



ツワブキ
キク科
常緑
開花期 10～12月



フィリヤブコウジ
ヤブコウジ科
常緑



シャガ
アヤメ科
常緑
開花期 4～5月



シマカンスゲ
カヤツリグサ科
常緑



セキショウ
サトイモ科
常緑



ユキノシタ
ユキノシタ科
常緑
開花期 5～7月



アジュガ
シソ科
常緑



シュウメイギク
キンポウゲ科
半常緑
開花期 8～11月



オニヤブソテツ
オシダ科
常緑



レザーリーフファン
オシダ科
常緑



タマシダ
ツルシダ科
常緑



ワイヤープランツ
タデ科
常緑

■草本類

※全路線共通

常
緑
性



ヤブラン
ユリ科
常緑



ノボタン(四季咲き)
ノボタン科
常緑



ウラハグサ
イネ科
落葉



キンウラハグサ
イネ科
落葉



オダマキ
キンポウゲ科
落葉
開花期 5～6月



フジ
マメ科
落葉
開花期 4～5月



ススキ
イネ科
落葉



イカリソウ
メギ科
落葉
開花期 4～5月



ホトトギス
ユリ科
落葉
開花期 9～10月



アマドコロ
ユリ科
落葉
開花期 4～5月



ハギ
マメ科
落葉
開花期 8～10月



オシダ
オシダ科
落葉性



キキョウ
キキョウ科
落葉
開花期 5～9月



スズラン
キジカクシ科
落葉
開花期 4～5月

平成27年度

宮島口地区まちづくり
ランドデザイン

宮島口地区まちづくり
国際コンペ

平成28年度

宮島口地区景観形成
推進計画（H28）

宮島口地区まちづくり
デザイン検討業務
（県道沿道景観デザイン検討）

宮島口地区まちづくり
整備計画

平成29年度

宮島口地区景観形成
推進計画（H29）

平成30年度

宮島口地区景観形成
推進計画（H30）
（景観ガイドライン）

宮島口地区景観形成促進業務

平成31年度
令和元年度

宮島口地区景観形成促進業務（緑化推進）

令和2年度

宮島口地区景観形成促進業務（緑化推進）

令和3年度

宮島口地区
都市サイン計画

宮島口地区景観形成促進業務（景観整備ガイドプラン）
※ 市道整備等における内部指針（内部調整）

令和4・5年度

宮島口地区景観整備ガイドプラン

広島県の方針
広電の方針

報告事項
(宮島地区景観形成方針の検討について)

宮島地区景観形成方針 の検討について



地域区分



●景観形成の目標

四季の彩りが感じられる、すぐれた自然景観の保全と活用

●景観形成の方針

① 地域の力を活かした愛着と誇りがもてる景観形成

- 「水仙ロード」や「ヒマワリの植栽」の取り組み等、四季折々の景観を演出する地域の取り組みの継続・発展に努めます。

② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 優れた自然景観の基盤である山地や緑地の保全に努めます。
- 西中国山地国定公園の特別保護地区や特別地域の樹林を適切に保全します。
- 中津谷溪谷や東山溪谷等の溪流や滝など、野趣あふれる河川環境の保全に努めます。
- 河川の維持補修や災害対策においては、自然景観に配慮して実施します。
- 景観と調和した農地の保全、耕作放棄地や遊休農地の解消に努め、赤瓦を主体とした田園集落景観の保全を図ります。
- 別荘地や公共施設等の建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 道路整備・維持管理においては、四季を感じられる沿道景観に配慮して実施します。

③ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの女鹿平山等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観や四季折々の景観を快適に楽しむことができる眺望点の整備や紹介に努めます。

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物等の適切な保全に努めます。
- 吉和神楽などの伝統行事や祭事の後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。



◇中津谷川上流



◇女鹿平山の冬景色



◇ヒマワリ

●景観形成の目標

水と緑に抱かれた魅力的な景観の保全と形成

●景観形成の方針

① 水と緑あふれる田園風景の保全

- 景観と調和した農地の保全と耕作放棄地や遊休農地の解消に努めます。
- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、田園集落景観との調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。

② 良好な生活景観の形成

- 都市計画制度の活用にも努め、魅力的な町並み景観の形成を図ります。
- 用途地域が指定されていない都市計画区域内においては、都市計画制度の活用による土地利用規制を検討し、良好な生活景観の形成を図ります。

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 松枯れ対策等により、山地や緑地の保全を図ります。
- 水質の維持や美化活動に努め、良好な自然景観を呈する小瀬川や万古溪等の河川環境の保全を図ります。
- 河川の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。
- 小規模団地等の造成時には、長大な切土法面や擁壁が生じないように工法を工夫するとともに積極的な緑化を行うなど、景観への配慮に努めます。
- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等については、背景の山並みとの調和に配慮するとともに、適切な維持管理に努めます。

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら、歴史的な建築物等の適切な保全に努めます。
- 広島県指定民俗文化財である津田神楽などの伝統芸能や祭りの後継者育成等に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの勝成山等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観を快適に楽しむことができる眺望点の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成に努めます。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「津和野街道ブランド化事業」や「大峯山登山口の整備活動」の取り組み等、良好な景観形成に寄与する地域の取り組みの継続・発展に努めます。



◇万古溪



◇津田付近の農地



◇津田神楽

●景観形成の目標

廿日市市の顔として風格のある市街地景観の形成

●景観形成の方針

① 本市の拠点的役割を担う地域にふさわしい景観形成

- 建築物や工作物の形態意匠、色彩等について配慮し、洗練された印象が感じられる市街地景観の形成を図ります。
- 建築物の前面や広告物の形態意匠、色彩を揃えることなどにより、賑わいと統一感のある町並み景観の形成に努めます。
- 無電柱化に努め、すっきりとした市街地景観の形成を図ります。

② 良好な生活景観の形成

- 建築物の形態意匠、色彩等について配慮し、周辺と調和のとれた住宅地景観の形成を図ります。
- 都市計画制度等の活用を努め、良好な景観形成を意識した住宅地景観の形成を図ります。

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 無秩序な開発の抑制に努め、山地や緑地の保全を図ります。
- 瀬戸内海国立公園の特別地域でもある極楽寺山の樹林を適切に保全します。
- 水質の一層の向上や美化活動等に努め、良好な水辺景観を呈する河川や海岸等の環境の保全を図ります。
- 河川や海岸等の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。
- 地御前の貴重な自然海岸の保全に努めます。
- 市街地近傍に残された石垣棚田や棚畑の保全に努めます。

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 西国街道沿い等の歴史的な建築物が残る地区においては、地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物の適切な保全に努めるとともに、建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、形態意匠、色彩等について配慮し、周辺の歴史的な景観との調和を図ります。
- 地御前神社の御陵衣祭や川末斎庭神楽などの伝統芸能や祭事の後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの宮島等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 沿岸部における建築物や工作物の建設については、その形態意匠や色彩、配置や高さ等、海上からの眺望に配慮します。
- 宮島等への眺望や海辺の景観を快適に楽しむことができる眺望点や遊歩道等の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成に努めます。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「佐方花いっぱい運動」、「原地区景観協定」の取り組み等、景観に潤いを与える地域の取り組みの継続・発展に努めます。



◇阿品公園からの眺め



◇極楽寺山の樹林



◇海岸清掃活動



◇シビックコア地区

●景観形成の目標

豊かな緑と青い海に包まれた潤いのある市街地景観の形成

●景観形成の方針

① 眼前に迫る「宮島」を意識した景観形成

- 宮島口においては、建築物や工作物の形態意匠、色彩等について配慮し、世界遺産、日本三景への玄関口にふさわしく国内外から訪れる人々に誇れる観光地の景観の形成を進めます。
- 樹林等の適切な保全、管理に努めるとともに、視覚的にも緑量が減少しないよう、丘陵地近傍の建築物や工作物の配置や規模、形状について配慮し、宮島側からの眺望で借景としての役割を担う丘陵地の緑の保全に努めます。 ○ 沿岸部における建築物や工作物の建設にあたっては、その形態意匠や色彩、配置や高さ等について、宮島からの眺望に配慮します。
- 道路等の公共施設の整備にあたっては、廿日市地域との連続性に配慮した統一感のある景観の形成に努めます。 ○ 無電柱化に努め、すっきりとした市街地景観の形成を図ります。
- 宮島からの眺望に対して広告面が見えないように、設置位置や規模等に配慮します。

② 良好な生活景観の形成

- 建築物の形態意匠、色彩について配慮し、周辺と調和のとれた住宅地景観の形成を図ります。
- 都市計画制度等の活用に努め、良好な景観形成を意識した住宅地景観の形成を図ります。

③ 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 無秩序な開発の抑制や松枯れの対策等に努め、山地や緑地の保全を図ります。
- 鳴川海岸の貴重な自然海岸の保全に努めます。
- 水質の一層の向上や美化活動等に努め、良好な水辺景観を呈する河川や海岸等の環境の保全を図ります。
- 河川や海岸等の整備においては、潤いのある水辺景観に配慮して実施します。

④ 歴史的資源を活かした景観形成

- 西国街道沿い等の歴史的な建築物が残る地区においては、地域住民の生活に配慮しながら歴史的な建築物の適切な保全に努めるとともに、建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、形態意匠、色彩等について配慮し、周辺の歴史的な景観との調和を図ります。

- 大野獅子舞や烏神太鼓などの伝統行事や祭事の後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

⑤ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物、屋外広告物の、位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの宮島等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 宮島等への眺望や海辺の景観を快適に楽しむことができる眺望点や遊歩道等の整備や紹介に努めます。

⑥ 良好な沿道景観の形成

- 主要幹線道路沿いにおいては、屋外広告物の形態意匠、規模、色彩等について配慮し、良好な沿道景観の形成を図ります。

⑦ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「癒しの灯籠」、「宮島お砂焼まつり」の取り組み等、景観形成に寄与する地域の取り組みの継続・発展に努めます。



◇河川の清掃活動



◇大鳥居の借景となる丘陵地



◇鳴川海岸



◇宮島口

●景観形成の目標

悠久の歴史と自然が織りなす宮島の世界に誇る景観の保全

●景観形成の方針

① 世界遺産・日本三景にふさわしい景観形成

- 建築物や工作物の建設、屋外広告物の設置等にあたっては、周辺の歴史的な景観と調和した形態意匠、色彩等について配慮し、世界遺産、日本三景にふさわしい町並み景観の形成を図ります。
- 宮島栈橋周辺や商店街等においては、建築物や屋外広告物等の形態意匠や規模、色彩等を工夫し、現在の賑わいのある景観を維持しながらも、世界遺産、日本三景にふさわしく国内外から訪れる人々に誇れる観光地として質の高い景観の形成を図ります。
- 道路や護岸等の公共施設の整備にあたっては、歴史的な景観との調和に配慮して実施します。
- 無電柱化に努め、すっきりとした観光地の景観形成を図ります。
- 伝統的建造物群保存地区や景観地区などの導入によるきめ細やかな基準づくりを進めます。

② 豊かな自然環境の保全と調和のとれた良好な景観の形成

- 優れた自然景観の基盤であり、瀬戸内海国立公園の特別保護地区や特別地域でもある弥山等の樹林を適切に保全します。
- 水質の維持や、海岸樹林の保全、美化活動等に努め、海岸環境の保全を図ります。
- 河川の維持補修や災害対策においては、自然景観に配慮して実施します。
- 腰細浦などの自然海岸の保全に努めます。

③ 歴史的資源を活かした景観形成

- 地域住民の生活に配慮しながら町家等の保全に努めます。
- 日本三大船神事のひとつにあげられる、厳島神社の管絃祭や鎮火祭などの伝統行事や祭りの後継者育成に努め、地域の歴史文化を特徴づける景観資源の保全と活用を図ります。

④ 優れた眺望景観の保全と活用

- 建築物や工作物の位置、形態、意匠、色彩、高さ等について配慮し、主要な眺望点からの弥山、大鳥居、五重塔等のランドマークへの眺望や航路等からの眺望を阻害することのないよう努めます。
- 優れた自然景観を快適に楽しむことができる眺望点や登山道等の保全に努めます。

⑤ 愛着と誇りがもてる景観形成

- 「町家建築の保全・活用」の取り組み等、世界に誇る景観を保全し適切に活用するための地域の取り組みの継続・発展に努めます。



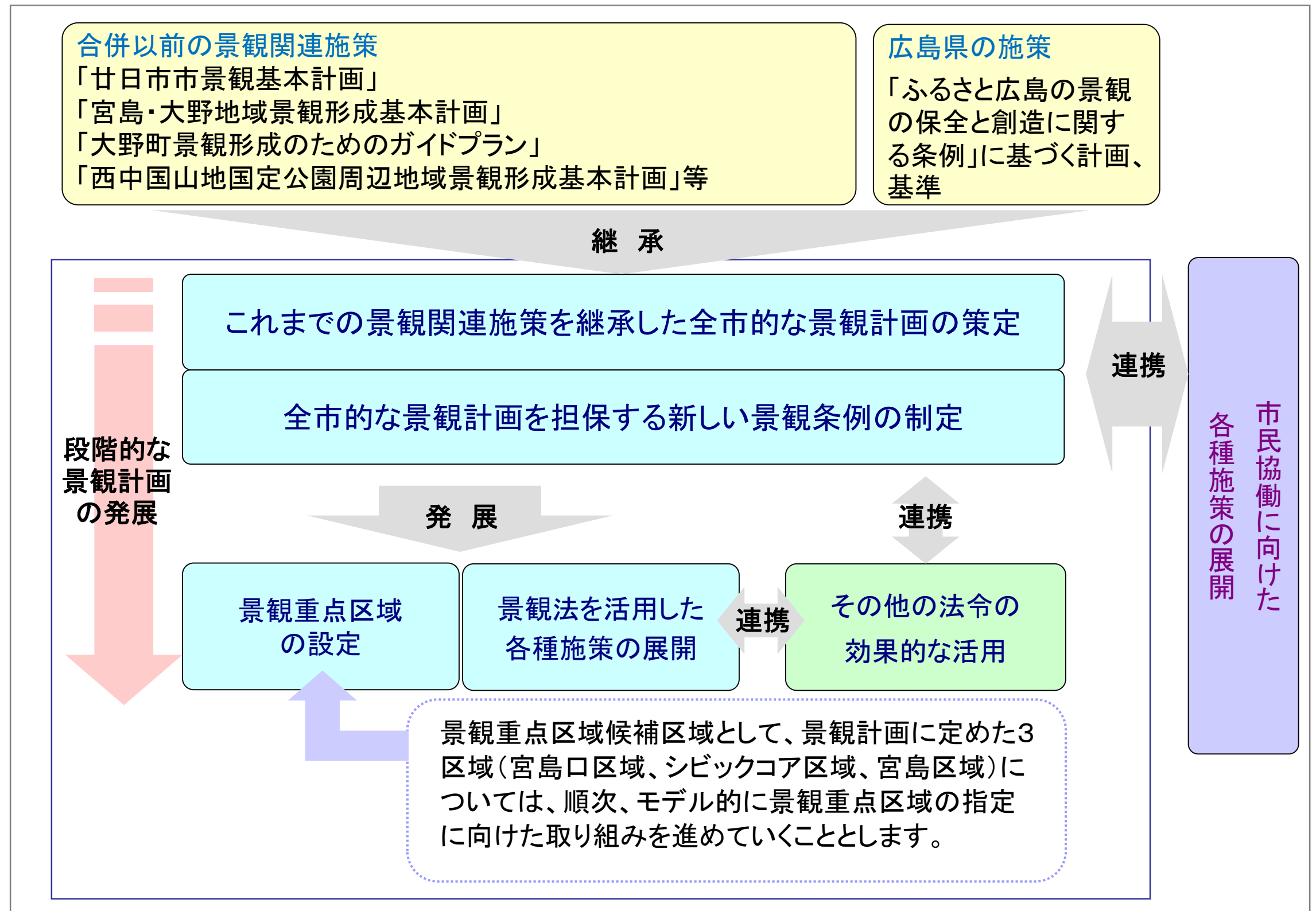
◇栈橋周辺



◇栈橋付近の休憩所

◇町家を活かした
ギャラリー

景観施策の展開方針



景観施策の展開イメージ

宮島口地域

【これまでの主な取り組み】

- ・ 平成24年2月 景観計画に定める「景観重点区域」の候補区域に選定
- ・ 平成28年3月 「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」策定
施策の柱 ①交通円滑化 ②生活環境向上 ③良好な景観形成 ④賑わい創出
- ・ 平成29年12月～平成30年9月 「景観ワークショップ」開催
- ・ 平成31年4月 「宮島口地区景観ガイドライン」施行
- ・ 令和2年4月 「宮島口景観地区」を都市計画決定

シビックコア地区整備事業



宮島における景観の取組

景観計画では、宮島は『世界に誇る宮島の価値をより高める景観形成を図る区域』として景観重点区域の候補区域として選定している。

また、文化財保護法や自然公園法等によってその景観が保持されてきた。そのような中、令和元年には、一部地区を伝統的建造物群保存地区に指定し、伝統的な町並みの保存・復元に向けた取組も行っている。

宮島における景観に関わる主な規制

区分	名称	指定年	根拠法	備考
都市公園 (風致公園)	宮島公園	(明治9年) 昭和36年	都市公園法	
天然記念物	瀨山原始林	昭和4年	文化財保護法	
国立公園	瀬戸内海 国立公園	昭和9年	自然公園法	特別保護地区 特別地域
都市計画区域	宮島	昭和10年	都市計画法	
風致地区	厳島	昭和13年	都市計画法	
特別史跡及び 特別名勝	厳島	昭和27年	文化財保護法	
伝統的建造物群 保存地区	廿日市市宮島町	令和元年	文化財保護法	令和3年 重要伝統的建造 物群保存地区

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区



伝建地区の範囲（航空写真）



伝統的建造物群保存地区事業における修景事例



伝統景観形成方針の検討について



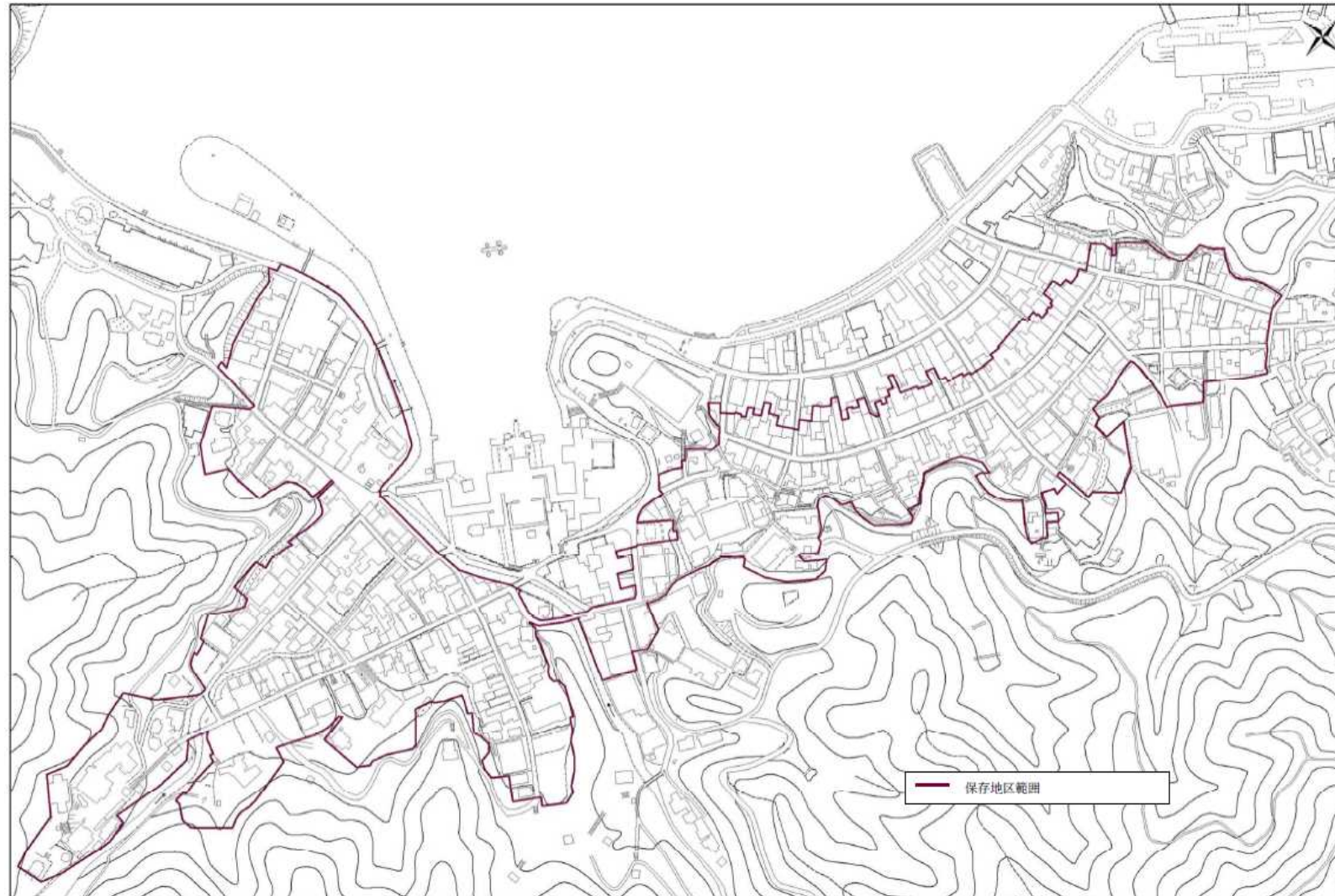
- ・町の成り立ちから各町並みごとに異なる特徴がある
- ・町並み景観は、個々の建造物の修景だけでなく道路も含めた景観形成が必要



歴史的風致を踏まえた主な通りごとの景観形成方針の必要性



宮島地区景観形成方針の検討内容



宮島地区景観形成方針の検討

検討範囲：伝統的建造物群保存地区及びその周辺

検討内容：主な通りごとの景観コンセプトの検討

宮島地域は、様々な法令等により景観関連の規制があることを踏まえ、各種法令、関連計画との整合を図りながら検討を行う。

景観審議会、文化財保護審議会、伝統的建造物群保存地区保存審議会等の意見をうかがう。